

令和4年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年3月7日

| | | | | | | |
|--|--------------------------|------------------|------------|---------------|---------|------------|
| 招集年月日 | 令和4年3月4日 | | | | | |
| 招集の場所 | 安芸太田町議会議事堂 | | | | | |
| 開閉会日 及び宣告 | 開 会 | 令和4年3月4日午前10時00分 | | | 議 長 | 中本 正廣 |
| | 閉 会 | 令和4年 月 日午後 時 分 | | | 議 長 | 中本 正廣 |
| 応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出席等 の 別 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出席等 の 別 |
| | 1 | 角 田 伸 一 | ○ | 7 | 影 井 伊久美 | ○ |
| | 2 | 斉 藤 マユミ | ○ | 8 | 田 島 清 | ○ |
| | 3 | 佐々木 道則 | ○ | 9 | 矢 立 孝 彦 | ○ |
| | 4 | 小 島 俊 二 | ○ | 10 | 津 田 宏 | ○ |
| | 5 | 末 田 健 治 | ○ | 11 | 佐々木美知夫 | ○ |
| | 6 | 大 江 厚 子 | ○ | 12 | 中 本 正 廣 | ○ |
| 会議録署名議員 | 4番 | 小 島 俊 二 | | 5番 | 末 田 健 治 | |
| 職務のため議場に 出席した者の職氏名 | 事務局長 | 河 野 茂 | | 書記 | 小 田 和 子 | |
| 地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 | 町 長 | 橋 本 博 明 | | 教 育 長 | 二 見 吉 康 | |
| | 副 町 長 | 小 野 直 敏 | | 病院事業管理者 | — | |
| | 総 務 課 長 | 長 尾 航 治 | | 教 育 次 長 | — | |
| | 総務課主幹 | 三 井 剛 | | 教 育 課 長 | 瀬 川 善 博 | |
| | 会 計 管 理 者 (会 計 課 長) | 児 玉 裕 子 | | 安芸太田病院 事務長 | 栗 栖 香 織 | |
| | 加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長 | 金 升 龍 也 | | — | — | |
| | 筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長 | 片 山 豊 和 | | — | — | |
| | 企 画 課 長 | 二 見 重 幸 | | — | — | |
| | 税 務 課 長 | 沖 野 貴 宣 | | — | — | |
| | 住 民 課 長 | 上 手 佳 也 | | — | — | |
| | 産 業 観 光 課 長 | 菅 田 裕 二 | | — | — | |
| | 建 設 課 長 | 武 田 雄 二 | | — | — | |
| | 健 康 福 祉 課 長 | 伊 賀 真 一 | | — | — | |
| | 衛 生 対 策 室 長 | 森 脇 泰 | | — | — | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

会議に付した事件

令和4年3月7日

| | |
|--|------|
| | 一般質問 |
|--|------|

令和4年第2回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和4年3月7日

| 日程 | 議案等番号 | 件 名 |
|----|-------|------|
| 第1 | | 一般質問 |

令和4年第2回定例会
(令和4年3月7日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、お手元に配付した一般質問通告表のとおり、9人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。1番、角田伸一議員。

○角田伸一議員

おはようございます。1番角田でございます。2月の中旬に、今期1番の寒気が訪れ、しかも長期にわたって居座り大雪となりました。ここにきて寒暖の差はあるものの、春の到来が近づいていると感じるところでございます。令和4年の新しい年も2か月が経過しました。コロナウイルス、オミクロン株の感染拡大で、昨年に引き続きコロナを避けて通ることができない1年になるだろうと思われまます。非常に感染力、強い感染力を持つステルスオミクロン株B A. 2の出現が報道されているところでもございます。感染防止に努め、人には感染や不愉快な思いをさせないという心がけを持ち続けたいと思っております。今年は、北京冬季オリンピックが厳戒体制の中で開催をされ、極寒の中で、熱い戦いが繰り広げられました。戦いの結果、悔し涙あり、うれし涙あり、私たちはテレビの前で、日本選手の活躍に一喜一憂し、感動を共有したところがございます。また、薬物疑惑、不可解な判定や採点、審判、運営組織の公平性や、スポーツ精神が問われたスポーツの祭典であったと思います。今、パラリンピックの開催中です。日本選手の活躍に期待をするところがございます。隣国の度重なる飛翔体の発射、ロシアのウクライナ軍事侵略、原子力発電所攻撃など、世界平和に逆行し、国際秩序を乱す乱暴な行為に恐怖と不安を感じるところがございます。また、核の使用をちらつかせるなど、物騒な情報が飛び交っておりますが、一刻も早い鎮静化、平和的解決を望んでおります。今定例会に上程されました令和4年度予算案につきましては、慎重に審議をさせていただきます。年度末を控え、何かと多忙を極める中、町長始め職員の皆様の日夜を問わぬ御尽力に敬意を表し、早速ではございますが、通告しております一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、人・農地プランについてお尋ねします。農業には、土地利用型や施設型などがありますが、農業の基本は、土地利用型であると思っております。米づくりの場合、品種の改良、作業の効率化により、迅速に、全ての作業工程が行われるようになりました。しかし、近代農業には、農業機械の整備に多額の投資が必要であり、投資に見合う生産高を上げるためには、一定の経営規模が必要でございます。米以外の作物についても、農業経営には機械整備等農地の確保は必要でございます。農業経営をする人、事業体としての大きな課題は、農業機械の整備と農地の確保でございます。農地は一旦原野化してしまうと、簡単に復旧できないため、いつでも農業生産ができる状態に保っておく必要があります。要は原野にしないということでございます。しかし、後継者不足等要因とし、耕作放棄地は拡大の一途をたどっております。地

域一体で取り組んでいた水路や農道等の農業生産環境の維持管理の継続も困難性があることから、農地の原野化を避けるため、中山間地域直接支払事業、多面的機能支払事業等で、耕作放棄の発生防止、水路、農道等の管理活動が行われているところでございます。中山間地域直接支払事業や、多面的機能支払事業は、農業の統合化ではなく、あくまでも個人の農家が協力して農業生産環境を保全していく事業でございます。このように、農業経営を行う人、経営体、農業生産環境の維持管理の面での、農地保全の問題解決として、自治体に、人・農地プランの策定を呼びかけてきております。これは国の事業でございます。人・農地プランの目指すものは、地域農業の将来の在り方や、中心となる経営体を話し合いによって明確にし、農業経営基盤の確立を目指すものであったと記憶をしております。各都道府県に、人・農地プラン達成のため、農地の利用集積を効率的に行う機関として、農地中間管理機構が設置をされました。農地中間管理機構とは、農地を借り上げ、農地を必要とする農業者に貸し出すいわば農地銀行というものでございます。また、農地の集積、集約化を促進するため、インターネット環境があれば、誰でも簡単に農地情報の閲覧ができる、全国農地ナビシステムが構築されるなど、人・農地プラン達成のための体制整備がされてきたところでございます。ここで、次のことについてお尋ねをいたします。これまで町の取り組んできた、人・農地プランの成果について、農地中間管理事業の実績はどうかになっておりますか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。本日も御審議どうぞよろしくお願ひいたします。改めて角田議員より御質問いただきました、人・農地プランの成果それから中間管理事業の実績についてはですね、いずれも担当課長のほうから話をさせていただければと思っております。評価も少し話をさせていただきますと、私自身としてはですね、議員のほうからも御指摘いただいた担い手の集約、これについては一定の成果があったというふうに思っておりますが、その上で、耕作放棄地の拡大を食い止めるということまではなかなか至っていないのではないかとこのように受け止めております。その理由についても改めて担当課長のほうからは、話をさせていただければと思いますが、総じて農業そのものについては、私自身は、一度、このあたりでですね、本町の特徴なども考えながら、本町の農業というのはどこを目指して進めていくのか、そのためにどういう施策に力を入れていくのか、そのことを1回整理をするべき時期に来ているのではないかなというふうに思っております。本町農業は担い手が減り、それに伴い耕地面積も減って、衰退の一途をたどっていたわけではございますが、一方で、近年はひろしま活力農業経営者育成事業のおかげで、新しい担い手も増えていく、あるいはそれに伴って農業生産額も向上するといった部分も、そういった意味で明るい面も、確かにあったのだろうと思っております。ただ総じて、繰り返しになりますが、放棄地が増えていく。あるいは本町特産の祇園坊柿も、力を入れてきたわけではございますが、結果としては生産量も減少しているということで、改めて先ほども話をしたように、厳しい財政事情もあるものですから、この農業の振興について、町が、どこに力を入れていくのか。担い手確保なのか、それとも、耕作放棄地の解消なのか、さらには、担い手の所得向上なのかですね。あるいは米なのか、野菜なのか、あるいは祇園坊柿なのか、そういったことも含めて、一度、整理をして対応していきたいということで、予算概要のときにも説明をさせていただきましたが、来年度はですね、町内の関係者にも協力をいただきながら、農業振興計画を策定をしていき、今申し上げたような、町としてどこに力を入れていくのかということも改めて明らかにしていきたいということと加えて、営農指導員もですね、来年は、これ議会でもたびたび、御指摘いただいたところでございますが、営農指導員も確保させていただいて、計画に基づいた、戦略的な農業振興とい

うのをこれから進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、私のほうから、これまでの人・農地プランということで、取り組んできました成果、また、農地中間管理事業の実績等について、答弁をさせていただきます。まず、安芸太田町の、人・農地プランでございます。平成25年に、農業関係機関で構成されました、検討会を設置しました。梶の木地区プランを策定、翌年度には、10の中心経営体と、町一円をエリアとする安芸太田町人・農地プランを策定し、毎年、検討会を開催しているところでございます。その中で、地域農業の担い手となる中心経営体によるプランを定め、現在町内16の担い手を認定し、経営計画でありますとか、後継者の有無などについて定めております。特に平成26年度からは、中心経営体となる担い手として、ひろしま活力農業出身者の新規就農者をプランの中で認定したことで、国の農業次世代人材投資資金などの有利な支援制度を新規就農者が受け取ることができ、安定経営に大きく貢献しているところでございます。一方、御指摘のとおり、人口減少でありますとか、耕作者の高齢化などにより、耕作放棄地の拡大の一途をたどっております。これまた、これまでのプランは、農地の出し手が記載されていないものが多く、地域の話合いに基づくものとは言いがたいものでもあります。そこで国は、令和3年4月に、新たな取組として、中山間地域等直接支払交付金の集落戦略作成により、人・農地プランの実質化を進めています。これは、地域内の農業者の話合いの上に、農地の後継者の有無を見える化ということで進め、担い手の農地の集約を進めるもので、令和4年度中に、町内35集落で、集落戦略の策定を行うことで、実質化された、人・農地プランとして取り扱うことができます。この実質化により、町内の各地域の農地ごとの後継者の有無を洗い出し、後継者のいない農地については、町内外の担い手への集約を進めていく予定でございます。しかしながら、長年守ってこられました農地を次の世代に継承していくことは難しい状況ですが、やはり円滑に進めるためには、今の段階から、地域の皆さんで話合いをスタートさせることが重要であるというふうに考えております。続いて農地中間管理事業の実績についてでございます。この事業につきましては、農地と農地の地主と担い手を公的機関により仲介する制度で、地域と担い手がお互い安心して農地の貸し借りをするための制度でございます。現在、町内この事業により、平成27年度から合計32ヘクタールの農地が8つの経営体へ貸付けられており、担い手の農業の安定経営に貢献しているところでございます。ひろしま活力農業経営者育成事業において、農地中間管理事業により、町内の遊休農地を集約し、有効に活用されているところです。広島県は現在、農地を農業を行う企業の参入についても、計画を進めており、安芸太田町の遊休農地について、中間管理事業によって企業参入はできないかと、話合いを進めておるところでございます。このことにつきましては、農業委員会、農地利用最適化推進委員会とともに、町内のどこにまとまった遊休農地があるかなどの意見を出し合い、県の担当者とともに現地確認を行っているところです。農地中間管理事業により、新規の就農者を受入れ、農業総生産額は増加しました。地域の話合いによる現状と、将来の地域課題を関係者で交流することができます。うまくこの事業を活用できていない、そういった現状もあります。しかしながら、戸河内松原地域では、地域内で、今後の農地活用について話合いが進められ、中間管理機構を通じて、「まつばらの郷」というのが、法人化され、一体的に管理をしている事例もあり、評価をしているところでございます。人・農地プランの実質化により、地域資源である農地を円滑に次世代に継承していくため、担い手の確保と農地の確保を地域で進めていく体制を整えてまいりたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい、人・農地プランについて答弁をいただきました。農業の担い手が 16 経営体あるということで、一定の成果があるということでございました。農業後継者のいない集落の農地については、地域外の担い手に集約化を進めるなど、方向性が示されました。農地中間管理事業、農地バンクの利用実績が 32 ヘクタールであったということです。農地の利用集積が進んでいるということでございました。人・農地プランは、農業後継者の育成確保、あわせて、農地利用集積に重点を置いた、持続的な農業の方向づけを明確にするものでございます。答弁にありましたように、地域で議論を深め、地域農業の将来の在り方について実効性のあるプラン策定によって、農業の持続を図っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。ツキノワグマ対策について。日本国内には、いろいろな野生鳥獣が生息しております。野生鳥獣は自然を構成する貴重な要素であるとして、野生鳥獣の保護を優先する時代が続いてきました。広島県におきましては、野生鳥獣、保護の観点から、一部の鳥獣については、捕獲数の制限、猟法の禁止など、捕獲に対する規制が優先されてきました。ツキノワグマ、シカ、ニホンザル、加えてサギ類やカワウ等の水鳥が保護の対象となっていました。この中で、シカとカワウは、現在、狩猟鳥獣になっていると思います。現在では、著しく生息数や、生息域を拡大し、農林水産業に甚大な被害を与え、人身や財産への被害発生など、人間の生活環境を脅かす事態となってきました。特に、ツキノワグマは長期間にわたって、保護管理が行われてきました。広島県に生息しているツキノワグマは、島根県、山口県にまたがる地域に分布している西中国地域個体群です。この地域個体群は、他の地域から孤立しており、環境省により、絶滅の恐れがある地域個体群に指定をされ、生息数が減少することを前提に、保護管理政策がとられてきました。狩猟による捕獲禁止や、猟法の制限等の長きにわたる保護政策で、生息域が拡大し、生息数も増加して、ツキノワグマが集落の内部まで出没し、農林産物への被害、人身事故を引き起こすなど、住民との間にあつれきが生じております。ツキノワグマの生息域の拡大、生息数の増加という、保護の目的は達成されましたが、ツキノワグマによる人身被害を回避し、農林作物等の被害を軽減するとともに、ツキノワグマと人の共生を目指すという、管理面での目的については、評価できるものではなかったと感じております。ツキノワグマ保護管理を目的として、広島県、山口県、島根県三県の行政機関、専門家、関係団体などで構成する、西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会において、これまでの、保護政策を改め、令和 4 年度から、管理政策に移行するとされました。新たに実施されますツキノワグマ管理施策はどのような内容なのかお尋ねいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いてツキノワグマの保護に関して、あるいは管理施策についてですね、御質問をいただきました。本町を含むですね、西中国山地のツキノワグマ個体群は、平成 11 年度に鳥獣保護法の改正により創設された特定鳥獣保護管理計画制度に基づいて保護されてまいりましたけれども、本計画 5 年ごとに更新されておりまして、令和 4 年 4 月から第 5 期目を迎えるところでございます。第 5 期計画の策定に当たっては、今議員からも御指摘ありました西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会、これ私も、委員として、入らせていただいておりますけれども、この中でも 11 月に報告がございまして、議員御指摘のように、令和元年、2 年に、生息頭数、生息域の調査を行ったところ、推定頭数は 1300 頭ということで、

平成 26 年、27 年度調査の 1.5 倍、生息数は 8200 平方キロメートルと、平成 10、11 年調査の 1.6 倍に、拡大していると、拡大傾向があるということが判明をしたところでございます。これこういった結果を踏まえてですね、第 5 期計画、令和 4 年 4 月からのこの第 5 期計画では、第 1 種特定鳥獣保護計画から第 2 種特定鳥獣管理計画へ、見直しをされて、保護から管理へと、方針転換が図られたところでございます。その具体的な内容ということでございますが、生息地の拡大防止、それから出没抑制、すなわち生息域から集落への出没を抑えるため、集落と森林とのバッファゾーンの整備をする、あるいは、放任果樹の排除や追い払いなどが新たに盛り込まれているところでございます。その上で、年間除去頭数上限目安を 3 県合計、これまで 80 頭でございましたがこれを 135 頭にするということで一応、個体数を増加した個体数を減らす内容となっているところでございます。ただしですね、後、個体数の増加に対応するための積極的な捕獲ですとか、あるいは狩猟の解禁については残念ながら行われ、そこまで踏み込んでなくてですね、イノシシなどの鳥獣に対する管理計画のように、年間捕獲目標数等は設定されていないという状況でございまして、私自身としても、議員御指摘のとおり計画そのものはですね、保護から管理と方針転換は行っているわけでございますが、その具体的な取組についてはあまり、踏み込んだ話になっていないとほとんど変更がないといったところが、私としても物足りないところでございまして、個体数を減らすための具体的な方法、あるいは効果的な被害防止策などについてはですね、これ引き続き、県のほうに要望していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

ツキノワグマにつきまして、保護から管理に変わっても、具体的な変更はないというような内容の答弁でございました。野生鳥獣の保護について、反対をするものではありません。野生鳥獣の出没により、被害の発生、また、被害の発生が予想されるときに、迅速な対応ができる体制にあることが重要だと思います。ツキノワグマにつきまして、実際に被害を与える、与えている状況を目の当たりにしても、捕獲行為をする、捕ることもできず、危険の回避を図ることも困難な事態が今まで起きていたところでございます。これまでの保護政策から管理政策に移行し、住民の安全安心の確保、財産、農林産物への被害の軽減のために、柔軟に対応ができるように、関係機関への働きかけが必要であると思います。ツキノワグマの生息地域の住民の声を反映させていただきたいと思います。

次の質問に移ります。森林環境譲与税を活用した森林整備について、森林環境譲与税による森林整備につきましては、これまでも質問をしてきたところでございます。前回は、森林環境譲与税を財源として取り組む森林経営管理事業実施に係る森林所有者の林業に関する意向調査の結果について、お尋ねをしたところでございます。答弁の内容を要約すれば、町へ委託を希望すると回答された方が 31%、自己管理が 11%、森林組合へ管理委託を希望される方が 10%、わからないと回答された方が 35%おられたということでございました。町へ委託を希望されるスギ・ヒノキの人工林は約 490 ヘクタールあったという答弁をいただいたところでございます。町へ委託を希望されるスギ・ヒノキの人工林について、町の委託希望、面積等の多い地域から年間約 50 ヘクタールずつ、10 年計画で、町全体の現況調査と、森林整備を進める方向であるとの答弁をいただいておりますが、現在の取組状況と今後の実施方針について、答弁を求めます。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長、

○菅田裕二産業観光課長

はい、森林環境譲与税を活用した森林整備について御質問をいただきました。現在作業の進捗につきましては、回答のありました、意向調査の回答のありました森林所有者、森林情報 1159 件について、地番、面積、森林所有者、樹種、樹齢といった基本的な情報の入力とあわせて、一筆ごとに、人工林の所在でありますとか、区域を図面上で落とし込む作業を進め、現況調査を行うべき森林の特定と図面化の作業を行いました。その上で、今年は現況調査を行う予定でしたが、現況調査を行うための人工林の所在でありますとか区域の特定について、航空写真をもとに、スギ、ヒノキの人工林と広葉樹の判別を目視で行うことの、そういったことで時間を要しまして、現況調査業務に取りかかれない状況が続いておりました。現況調査業務につきましては、町内の森林に精通しております太田川森林組合に委託を行っております。現況調査は、森林に関する意向調査により、町へ委託を希望された方のうち、スギ、ヒノキの人工林の調査を行うこととしております。森林の現況については、本数、樹高、胸高直径の計測や、これまで行った作業の履歴のほか、筆界の杭の確認などにより、境界の明確化を行い、人工林部分の面積測量を行います。現況確認した上で、経営になじむものであれば、意欲のある事業体につなぐわけですが、それが難しく、災害防止のための間伐が必要なものについては、町が実施することとしております。町が委託を受けて、間伐の作業を行うものについては、経営管理権の設定のための公告を行い、町が、森林管理権を受けることとなりますが、このたび、経営管理権を受けた初めての間伐を実施する予定でございます。他方、未相続森林につきましても残っておりまして、こちらは、登記簿、住民票、戸籍情報などにより、権利関係を調査、特定し、意向調査を経て、権利者全員が同意の上、町が委託を受けることとなります。現在、この未相続森林に関する調査につきましては、委託により調査を進めており、来年度以降も継続して取り組む予定でございます。来年度以降の計画ですが、今年度、現況調査を実施した、間伐が必要である森林については、来年度において、間伐 20 ヘクタールを発注し、進めていくこととしております。現況調査については、来年度は 50 ヘクタールを業務委託し取り組んでいきますが、今後も、現況調査を行ったものを、次年度に間伐を進めていく流れとなります。権利関係の確認できた森林については、順次、森林に関する意向調査を行い、現在作成している 10 年間の実施計画に盛り込んで実施していくこととしております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

森林経営管理事業について、要は、森林環境譲与税を活用した森林整備について、その中身として、森林経営管理事業の、内容の答弁であったと思いますが、山林所有者の意向調査に基づいて、経営管理権の設定等の手続があるということで、実際に森林整備着手までには長い期間が必要なような気がします。スピード感に欠けるということで、整備も進まないのではないかと予想されるところでございます。森林環境譲与税の目的は、森林整備にあることを考えれば、例えば、森林の手入れを必要とする森林を特定集約して、一定の事業量を確保し、集積し、整備の緊急性を要する森林として位置づけ、森林整備を実施するとか、路網整備を進めるとか、また、危険渓流周辺の森林を整備するというようなことを検討されてはいかかと思うわけですが、答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、森林環境譲与税を活用した森林整備の活用について御質問をいただいたところでございます。森林環境譲与税は、災害防止でございますとか、国土保全機能、そういった強化の観点から、森林整備に一層促進するよう示されておりますし、全国の市町村の事例を見ますと、森林経営管理法に基づく森林施策の実施を基本としながら、災害防止のための、危険木の伐採でありますとか、里山林整備の推進でございますとか、作業道を修繕する支援制度などが存在しているところでございます。本町も、森林環境譲与税の内訳として、森林経営管理権を町が受けて実施する間伐を中心としながらも、これまで実施している民家に危険を及ぼす危険木の伐採でありますとか、土砂災害などの危険にある谷川における倒木の整備でございますとか、森林作業路開設補助事業などを実施しておりますところでございます。御指摘のありました事業につきましては、今後の森林環境譲与税の予算配分でございまして、今後の計画により検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。この森林環境譲与税を活用した事業としてですね、広島県内には、森林環境譲与税事業補助金交付要綱を定め、事業の推進を行っている自治体もあります。森林の機能再生に係るもので、公益的な機能回復、防災機能強化、林道維持修繕、改良事業等を補助対象としているものでございます。隣の県でも、同様の補助金交付要綱を設けて、森林環境譲与税を活用した森林整備に取り組んでいる町があります。この補助対象事業は、森林整備支援事業、林業担い手支援事業、集落周辺、里山林整備事業、木質バイオマス利用促進事業、木材利用促進支援事業、提案型森林資源活用促進事業等に支援をするとなっている条例でございます。安芸太田町の場合、ひろしまの森づくり事業とのすみ分けも必要とは思いますが、他の市町の実績も参考にして、森林環境譲与税を有効活用した森林整備が進めばいいと思っております。

次の質問に移ります。最後の質問になります。SDG s について、SDG s とは、持続可能な開発目標のことで、17 の達成目標が掲げられております。全ての人々によって、より持続可能な未来を築くための、青写真というのですが、多くの目標があって、どれをとっても重要な項目であり、相互に関係性もあります。その中で、安全な水、エネルギー、産業と技術革命、気候変動に具体的な対策を、海の豊かさを守ろう、陸の豊かさを守ろう。この6項目については、自然とのつながりを強く感じるものでございます。安全な水につきましては、全ての人々がきれいな水を利用できるように、エネルギーといえば、石油、石炭、天然ガス、電気、また、再生可能エネルギーに分類されるものもあります。石油、石炭は枯渇するといわれております。木は育てることができるため、再生可能エネルギーとして分類をされております。木材を燃料としたとき、木材を焼却したときに出る二酸化炭素は、木が成長するときに吸収するために、クリーンなエネルギーといわれております。農業においては、食料の生産、持続的な雇用の創出による生産性の向上、化学農薬、化学肥料の削減や、有機農業などの環境負担軽減など、環境保全型農業の推進が、挙げられております。気候変動につきましては、地球温暖化防止、温室効果ガス削減への取組が求められているところでございます。ここでは、森林が地球温暖化ガスの吸収に役立っていることが認められております。海の豊かさを守ろう、海洋生物の育成環境の保護やごみの削減が求められております。陸の豊かさを守ろう、これは何といたっても、森林の持続可能な管理にあると思えます。木材生産という資源の再生、生物多様性の確保など、緑のダムといわれる水源としての機能も求められております。このように、自然と関係の深い、SDG s の開発達成目標は、脱炭素社会の構築、自然を保護し、将来に、引き継ごうということかと思えます。山間地域に位置する安芸太田町として、SDG s への取組をどう考えてお

られるのかを伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きましてSDGsへの取組についての御質問をいただきました。本町ではですね、長期総合計画の後期基本計画のリーディング施策にもですね、このSDGsへのチャレンジというのは掲げているところがございます。これ特定の分野で特定の事業を進めるということよりも、どちらかというデジタルトランスフォーメーションと同じような扱いで、全ての施策において、このSDGsを念頭に置きながら施策を進めるべきだと、そういう位置づけで、掲げさせていただいているというふうに認識をしております。その上で議員の質問にもありました。特に、この森林の持続化の取組に関してはですね、このSDGsの17の開発目標のうちの多くの目標を、達成しうる取組だというふうに考えておりまして、それぞれ、様々な施策がございます。筒賀財産区や内黒山財産区の適切な管理も当てはまると思いますし、森林環境譲与税を活用した放置林の間伐の推進ですとか、あるいは、自然を生かした観光振興ですとか、さらにはまた、風力発電の対応なども、このSDGsの取組のつながるものだというふうに考えております。また特に議員御指摘いただきました、エネルギー分野ではですね、議会からもこれ森林バイオマスの有効利用については、様々これまでも御指摘をいただいておりますので、来年度は、町としても、これまでの取組を一步さらに踏み込ませていただいて、いわゆる事業者さんからの声を待つだけではなくてですね、町としても、この森林バイオマスの利活用について、自ら可能性調査を実施し、逆に民間企業へも声かけをさせていただき、そういう取組を始めていきたいというふうに思っております。また先日、2月3日でございますが、町独自の職員研修で講師にですね、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンターの松原専務理事をお迎えして、SDGsの基本、取組事例と始め方というテーマで講演をさせていただいたところがございます。こういった取組を通じましてですね、引き続き、全職員が、SDGsの考え方を念頭に置きながら、それぞれの取組の中で、このSDGsの理念の実現に向けてですね、意識しながら取組をしていきたいというふうに思っているところがございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。SDGsについて答弁をいただきました。まちづくり戦略においてSDGsへの取組が方向づけられているとのことでした。その中で、何点か取り組む方向の考え方も示されました。特に、持続可能な森林整備が重要であるとの内容であったと思います。また、森林バイオマスの有効活用に取り組むとの答弁もありました。ここで、再質問なんですが、森林バイオマスへの取組につきまして、もう少し詳しい答弁をお願いいたします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、森林バイオマスの有効活用ということで来年度、予定しております事業について、若干触れさせていただきたいというふうに思っています。基本的にSDGsの御質問でございますけど、地球温暖化対策の推進に関するそういった法律などもございます。国と地方の協働によって、いろいろなエネルギーというのをですね、有効活用というようなものが求められてきているというところがございます。また、本町

においては、太田川流域材の生産地として、これまで、経過した、経過してきたというようなこともありますし、現状を見てみますと、山林の特に人工林については、伐採期を迎えていると、というようなことでございます。しかしながら、伐採がどんどん進んでないというようなことも、状況にあるというようなことでございます。このような状況の、本町の状況の中、木材の有効活用の一つとして、木質バイオマス発電などの検討でありますとか、企業からの提案も、来ているところでございます。来年度、木質バイオマス発電の事業化については、可能性調査を行いたいというふうに考えております。これにつきましては、森林所有者でありますとか、いろんな関係者で構成する委員会などを開きながら、検討していきたいというふうに考えております。町の資源をですね、エネルギーに変えることでございますので、町民の方へ特に森林所有者の方に、現状や方向性を知っていただくということが、実現の近道ではないかなというふうに考えておるところでございます。木材の搬出でありますとか、チップの確保でありますとか、実際の発電とか熱利用、そういったことも、実現できるかどうか、そういったところの、実用化に向けて、実施し、皆様から意見をお聞きし、そういう実現可能である事業かどうかというのを判断したいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

森林バイオマス事業につきましては、事業性、採算性が見極めが必要であり、調査研究は重要だと思います。SDGsへの開発目標は、その地域の実情に適した事業で、達成に向けて取り組むことが大切だと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で角田議員の質問を、一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。

休憩 午前10:48分

再開 午前11:00分

○中本正廣議長

では再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を続けます。3番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

3番議員の佐々木道則でございます。毎回、定例会でこうして一般質問させていただくということでこの場に立たせていただくと、やはり緊張感がございます。よろしくお願いをいたします。私は本定例会におきまして、加計スマートICのフルインター化について、森林環境譲与税と新年度予算編成ということの3題を、通告をさせていただいておりますので、順次、お伺いをしてまいりたいと思います。まず最初に、これはもう確認になろうかと思いますが、加計スマートインターICのフルインター化についてお伺いをさせていただきます。先般、1月26日に開かれました令和4年第1回安芸太田町議会臨時会において、加計スマートインターICフルインターの可能性、調査のための概略検討業務における事業費520万円が補正をされまして、検討初期段階として、概略設計調査に現在着手をされております。臨時会の質疑において、町長より、計画は、国土強靱化の観点、特に災害対策の、バックアップルートにおいては必要

とし、まず概略検討に着手し、その後、検討を行って、ある程度の概要、費用ができたところで、正式に町として、国に対して要望なり申請をさせていただく。その方針を決定をさせていただきたいと、ような御答弁でございました。そこで、まず改めて、本事業の実現化に向けて、今後の取組への考え、課題、問題は、どのように考えておられるか。町長の御所見をお聞かせください。また、現在、着手されている概略検討において、概算事業費、概略検討図面が、作成されることと思いますが、その後のスケジュールはどのように進んでいくのかをお尋ねいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、佐々木道則議員より、まずは加計スマートインターチェンジの関連について御質問いただきました。議員、先ほど、まとめていただきましたようにですね、町としても、特に今回の、近年の頻発土砂災害を考えたときにやはり、国土強靱化の観点から、バックアップルートのことも含めて、今の加計スマートインター、このフルインター化は有意義ではないかということは前々から御答弁させていただきましたが、先般改めて地元のほうからも同趣旨の、あるいはさらに観光も含めたですね、署名もいただいたとごございまして、そういった全般状況を踏まえて、町としても、可能性調査から始めるべきだという観点で、さきの議会において加計スマートインターチェンジフルインター化の概略検討業務を、お願いをさせていただいたところでごございまして、現在は、関係機関と協議を行いながら、概略設計の作成及び概算事業費の算出を進めているところでごございます。課題や問題といった御指摘いただきました。そもそもですね、この限られた地形の中で、フルインター化の計画ができるかどうかといったことから問題ではありますし、さらにはまたそれを踏まえた上での概算事業費の算出を行って、町負担分が幾らになるのか。さらにその町負担分の中で、国からの交付金ですとか、あるいは起債、といったことを踏まえた上で、ある意味本当の上での町負担となる町単独の部分がどれぐらい負担をしなければならないのかといったことも、確認をしていく必要があるかと思っております。さらに、フルインター化の計画そのものもですね、まずはできるかどうかということを検討するわけでごございますが、さらに効率的にレイアウトを、企画、検討するといえますか、より効率的にレイアウトする図面はできないかどうか、それによって、全体事業費をさらに抑え込むことができるのかどうか、そういった努力も引き続き、必要なのではないかなというふうに思っております。その上で、今申し上げました概略設計並びに概算事業費の町負担額を踏まえた上で、新年度の予算に計上させていただいております加計スマートインターチェンジフルインター化整備効果等調査業務により、フルインター化による、さらに整備効果もですね、あるいはさらに必要性等についても詳細に調査を行いながら、関係機関との協議も含めてですね、最終的に、町として実際に手を挙げるかどうかといったことを判断することになるかと思っております。その上で、最終的に町としてぜひ進めたいということになれば、スケジュールの話でごございますが、国のほうではですね、準備段階調査着手箇所というのを選べるということになっておりまして、まずはそこに、我々としても手挙げをしていくというか、国のほうに改めて、本町の加計スマートインターのフルインター化についてお願いをさせていただくことになろうかと思っております。そのお願いをし、この準備段階調査着手箇所の選考において、うまく選考いただければ、そのあとはですね、事業化に向けた調査、検討調整を、これは今度は国主導で進めていただくこととなります。その諸々の調査検討調整を踏まえた上で、最終的に国のほうで、新規事業箇所として選んでいただくかどうかということが、次の段階になりますが、それを選んでいただきますと、詳細設計や用地交渉等が行われて、工事を始め、供用開始になるというのが大まかな

流れということになっております。えっとなお、失礼しました。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、ただいまの町長よりスケジュールというを含めて、御答弁いただきました。4年度においてですね、予算化されております加計スマートインターフルインター化の整備効果等調査業務の結果をもって、国なりに、協議をされると、を進めていくというふうに取り組みましたので、しっかりやって取り組んでいただきたいと思います。この事業につきましては、機会を見ましてまた順次質問をさせていただきたいと思います。そこでこの事業を進めていくための、庁舎内の体制についてお伺いをさせていただきます。先ほど言いました、1月の臨時議会において、庁舎内体制について来年度以降、町にとっての重要事業に取り組むためにも、対策室等の設置を検討されてはどうかという質疑がありましたが、町長は、現状ではどういう体制でいうのはないですが、様々な展開に対応し得るような内部体制をつくりながら進めてまいりたいと、というような御答弁でございました。今後、当事業推進を進めていく上で、当庁の、事務分掌の中で、見させていただきますと、道路整備ということを考えれば、建設課、フルインター化を起爆剤として、地域活性化に取り組むのであれば企画課、ということが考えられると思いますが、今後、フルインター化に向けて、国との協議、申請等の重要な作業が見込まれ、担当課内の併任では難しいのではないのでしょうか。今後、フルインター化事業は、当町にとっても大変重要なプロジェクトになってくると思います。私も専任の担当者を置かれて、事業推進に取り組まれたほうが良いと思いますが、町長はどのような内部体制で進められるかをお尋ねいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。体制について御質問いただきました。その前に今年度、新年度ですね、整備効果や必要性については当然調査をしていくんですが、ただ、我々改めて思っておりますのはまず何をバックアップルート、国土強靱化の観点からこれはぜひ事業として、進めるべきではないかというところが出発点でございます。その意味では整備効果というか、何よりもそのバックアップルートをつくるという意味で、目的がある意味ははっきりしたもんですから、その点についてはもう疑義はないんですが、ただ当然つくるからには、それ以外の整備効果についても、当然検証していかなければならないですし、あらゆる分野で、有効利用、利活用しなければいけないという意味で調査をさせていただくということで、目的そのものは、ある意味、もう明確化しているというふうに思っているところでございます。その上でですね、体制について御質問いただきました。庁内ではですね御指摘いただいたように今のところ、スタンスはあくまでも建設課ということでございます。ただ、道路整備のみならず、地域活性化という観点も当然ございますので、企画課も連携をしながら、また関係機関でございますと、中国地方整備局、さらにNE X C O西日本、それから、業務委託締結先なども連携しながら協議を今進めているところでございます。その上で、新年度からでございますけれども、実は人事交流の一環としてですね、関係機関からの技術系職員の派遣を今調整をさせていただいてるところでございます。これが実現できれば、まさにその当該職員を専任担当者と言っていたと思いますが、我々でいうところのプロジェクトリーダーとして、しっかり取りまとめてもらいながら、今の建設課、さらには企画課が主には、そうは言いながらも、主に支えていくことになると思いますが、当然様々な分野が関わってきます。産業観光課も当然関わってまいりますし、危機管理

関係のことも当然関わってくると思います。そういったところを、今は、私どもでやってるところのプロジェクトチームをつくらせていただいて、技術系職員を中心に、役場全体で連携しながら、仕事を進めていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、庁舎内体制について、御答弁いただきました。プロジェクトチームをつくって、取り組まれるということでございますが、プロジェクトということになると、責任者が誰かということになろうかと思えますのでそこらあたりを含めてですね、この事業は、この地域の皆様も、期待をされております事業でございますので、実用化に向けて、真摯に取り組んでいただきたいと思えます。

それでは次の質問に移りたいと思えます。この質問を先ほど1番議員のほうから質問されましたので、かなり重複をしておりますので、また改めての答弁になろうかと思えますが、その辺りをよろしくお願いをいたします。まず森林環境税でございますが、これはもうシステムについては、もう御存じでございましょう。平成31年4月1日に施行されました森林環境税は、納税者の皆様から、国税として1人1000円を納税していただき、森林環境税と納税された金額を、森林整備等に使用する税でございます。二つで構成されております。森林環境税は、東日本大震災の復旧財源対策として、振興対策税が、令和5年度まで調整されますので、令和6年度より、課税されることとなっております。森林管理システムは、林業経営の効率化、森林管理の適正の一体の促進を図るため、森林所有者に森林管理を促すため、森林管理責務を明確にすること。自らが森林管理を実行できない場合、町において、委託を受けて、意欲と能力のある林業経営に再委託をする。再委託でできない森林及び再委託に至るまでの間には、おいては、町が管理を行うとされております。それをもって町としては、森林所有者が、自ら経営管理する意向の調査に、令和2年11月より、令和3年5月の間に取り組み、同じく、令和3年6月に、その意向調査報告書がだされております。その報告書を見ますとこれは先ほども、もう数字のあれがございましたが、改めて、発送枚数1836通に対し、1159通の返信、63%の返信率でございます。その内容は、現在の管理状況は全く管理を行っていない方は、返信者の58%に当たる、679人、過去10年間以内の森林整備状況については、返信者の38%に当たる、446名、今後の森林経営の意向については、返信者の35%に当たる、458人がわからない。また、31%で、410人が、整備を町に委託をしたいという回答になっているようでございます。返信者の半数以上の方が、森林管理を全く行っておらず、森林管理制度の早急な対応が必要と考えておりますが、まず、そこでこの意向調査の結果を、町長はどのように受け止められ、また、今後どのように取り組まれるのか、町長の御所見をお尋ねします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続いて森林環境譲与税の関係について御質問いただきました。意向調査の結果をどう受け止めるかということでございますけれども、私としてはですね今、内訳というか、返信いただいた方々の割合といったこともお話をいただきましたけれども、もともとその放置林の間伐というのはですね、そうは言いながらも、これまでやはり基本的には所有者に進めてもらわなければならない、あるいは勝手に我々のほうが入っていけなかったということでございますが、それが、今回の回答によると、逆に3割は町に委託をしたいと考えておられるということでございますので、ある意味これから放置林の適正な管理をして

いくという意味ではですね、集約化の観点からも、これだけの方々が町にお任せいただけるという回答が得られたことは、放置林をどうするかといった観点からするとですね、大変ありがたい御回答だったかなというふうに思っております。ただ3割といっても、先ほど490ヘクタールという話がありました。約500ヘクタールの放置林をどう管理していくのかといいますと、毎年50ヘクタール間伐を進めても10年かかる。実際には町内でもですね、毎年50ヘクタールの間伐を担っていただける事業体はなかなかいないという状況もあるので、500ヘクタールだけでも大変な作業だろうと思っております。加えて500ヘクタールを進めるにしても、500ヘクタール全部がいわゆる経営林じゃなくてですね、雑、雑林といいますかそういうのがあるんですよね、雑林は普通は間伐しないもんですから、要は500ヘクタールの中でもさらに間伐すべき部分はどこかというのを判明させて、それについての現況調査をお願いしなきゃいけないということだったので、単に意向調査で預けますと言われてもすぐに現況調査に取りかかれなかったこともございましたので、少し時間かかっておりますけれども、そういった困難もありますし、またさらに問題なのは、この500ヘクタールというのも、一つ一つは面積が極めて小さくてですね、かつ、全町ばらばらに存在しておりますので、いわゆる、お任せいただいたからといって、林業経営体に林業経営の観点からお任せする。いわゆる森林というのが、ほぼない。ほぼほぼ、林業経営にはなかなか向かない地域が多いなというのが感触でございますので、そういった意味でも町が、そういった意味で管理をしていかなければならないという意味では大変なことだし、町が実施するにしても、一つ一つが小さいという意味では、効率もなかなか悪いなという感触も持っております。さらに言いますとですね、町内では、いわゆる経営林、植林した森林となれば1万ヘクタールぐらいありまして、町にお任せいただくのはその中でも500ヘクタールということでございますので、もともと、森林環境譲与税というのは放置林の整備ということは、今うちも、本町も位置づけて進めようとしてるんですが、実際には、森林経営の意欲があるような方でも、なかなか、だから、いわゆる森林組合さんのほうに、機会来たら切ってくれというお話はされてるんだろうけれども、そうは言っても手が入れてない山とか結構ありましてですね。そこも実は多くの皆さんからすると、荒れ果てた山だと思われてるところが多いんじゃないかなと。その地域も含めて、整備をしていくとなると、あるいは、効率の観点からも、先ほどの1番議員さんからも御質問がありましたけれども、面積の集約を図るという意味でも、今500ヘクタール、町にいわれてるところだけじゃなくて、森林組合さんが、いわゆる経営林として管理を行うあるいは、町民の皆さんから委託されてる部分についてもですねあわせて連携をしながら、集約化を図っていく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。やらなければならないことがたくさんあるというふうには受け止めるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、意向調査についての御所見をいただきました。事業を進めるのにですね、いわゆる森林組合との連携、また、集約化が必要との答弁があったようにお聞きをさせていただきました。この税の用途についてはですね、改めて、税としていただくわけでございますので、活用、この税を活用していただいでですね、適正な森林整備に実施されるよう取り組んでいただきたいということでございます。続きまして関連をいたしますが、この森林環境譲与税、基金活用について、お尋ねをいたします。森林環境譲与税の創設に伴い、安芸太田町には、元年度1862万1000円。令和2年度には3956万8000円が交付され、令和3年度において、当初予算でございますが、3956万7000円の交付が予定をされております。森林環境譲与税

基金を積立てておられますが、これを見ますと、2年度末において、元年度が1732万4530円。2年度において、1572万1509円かな、ちょっと、積立てられて3304万6126円が、基金に積立てられております。これをごらんになった方もおられると思いますが、これ、本年の1月31日、これ中国新聞でございますが、市町村、使い道苦慮という新聞の記事がございました。これはこの記事については、全国に交付されております、これ19年、20年度の、環境譲与税でございますが、271億円が使わずに基金に積立てられておるといような内容の記事でございます。これを見ますとですね、この譲与税の一番多い町村が、横浜市が3億以上、3億ちょいですね。一番少ない県が、沖縄県でございます、あれで、村でございますが、3万6000円の贈与税が交付をされているようでございます。我が、安芸太田町を見ますと、これ、4年度以降でございますが、4年度、5169万2000円。5年度は5169万2000円。6年度は6284万2000円の交付が予定をされておりますので、3年間以降は4年以降6年までで、1億6622万6000円の環境譲与税が、安芸太田町に交付される予定となっております。本年2月にですね、県西部農林事務所の森林担当者の方からですね、本事業に関してお話を聞かせていただきました。県内で、経営管理設定をされてるが、市町が3市町、そのうち森林整備を実施されている町村が1市町、町においては、現在森林管理制度に基づく意向調査を引き続き進められておりますが、先ほど来の答弁にもありましたように、今後の意向調査には、森林所有者の探索等、今後数年間の期間が必要となっております。意向調査に特化することなく、基金を活用して、経営管理が困難な人工林の森林整備、林道等の維持修繕改良事業、森林の整備を担うべき人材育成及び確保、公共建築物等における木材の利用、間伐材の有効利用に取り組む必要があると考えておりますが、改めての答弁になろうかと思いますが、4年度以降の町の方針について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、森林環境譲与税基金の活用ということで、御質問をいただいております。まず、意向調査の件でございます。そちらのほうから説明をさせていただきますけど、安芸太田町につきましては、町内全域で意向調査を実施し、その結果を集約いたしまして、人工林の分布など図面化できたことにより、10年間で、現況調査、森林整備を進めていく計画づくりができたということは、町にとっては大きな収穫であったと認識をしているところでございます。通常、他の市町の場合は、意向調査と森林の現況調査を同一年度で行うこととして取り組んでおられますけど、本町は、全域の意向調査を、単年度で実施したということでございます。そういったことも含めまして、これまでの森林環境譲与税に関する基金の活用でございますとか、今後の取組について説明をさせていただきます。森林環境譲与税にあります、森林環境譲与税の基金条例を定めまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に規定する森林の整備する事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置しているところでございます。重複しますが、元年度の森林環境譲与税の1862万1000円のうち、基金の積立ては1732万5000円でございます。譲与税を使った主なものとして、木製品の購入の経費を使っております。2年度につきましては、御指摘のとおり3956万8000円の、環境譲与税額に対しまして、当年度で支出した金額は2384万6000円。このうち、意向調査の経費でございますとか、木製品の購入、林業用路網の整備のほか、被害木、そういったところの処理を行っております。令和2年度末の残高につきましては3304万6000円でございます。今後の件につきましては、これまでの事業を継承しつつ、今後増加が予想される未整備の間伐の森林、そういったことを、事業の経費を中心としてですね、災害に強い森林づくりというのを行ってまいりたいというふうに思っています。以

上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

産業観光課長より御答弁いただきましたが、今後まだ意向調査、先ほど言いましたように、今からが難しいと言ったらあれでしょうが、時間がかかる事業が、意向調査が残っていると思いますので、引き続き、進めていただきまして、森林監視システムによる林業経営の効率化、また、森林管理の適正の一体的な促進を、図っていただくことを念頭にいただき本事業に取り組んでいただくことを期待をしております。

続きまして、これひろしまの森づくり事業とのすみ分けについてお聞きをさせていただきます。ひろしま森づくり事業は、御案内のように、森林を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくため、平成19年4月より、県民1人当たり500円の県民税を徴収し、この税を財源として、ひろしまの森づくりとして実施されております。制度創設時には、平成23年までの5か年を課税対象としておりましたが、平成24年から28年度までの第2期、現在、第3期として令和4年3月まで実施をされる予定でございます。広島県においては、引き続き第4として、5年間延長をするために、条例を改正を予定をされ、県議会に上程をされる予定でございます。当町でも、当制度により、平成29年から、ひろしまの森づくりを利用して、4年間で、約160ヘクタールの間伐が実施をされております。御案内のようにこの間伐事業は、環境貢献林整備事業として実施をされ、この事業は、15年以上手入れができない森林が対象となります。先ほど言いました森林環境税においても、間伐事業が対象となるようでございます。これも偶然ではないんでしょうが、これまた1月ですね、22日にこれまた、中国新聞ですが、「広島県の森づくり県民税課税期限3度目延長。」ということで、新聞で報道をされております。これを見ても、第4期については、先ほど言いました、22年から26年度の荒廃が進んだ人工林の集中整備、県としては掲げておられます。この、先ほど、今度4期目で、今度4期目になるんですかね。4期目には、制度をですね、要件、採用要件を一部緩めるといいますか、寛容にさせて、今、3期までは、いわゆる公共施設、これは道路も林道等も含まれるわけですが、これからこれを250メートル以内、山林の斜度が30度以上、この事業でいわゆる環境貢献林事業というんですが、この事業に対応をさせて、するということでございましたが、先ほど言いました第4期からはですね、250メートル以上は変わりませんが、斜度が30度から20度以上、緩やかになってまいりますので、対象地は広がってくるかとは思いますが、先ほどの環境税はこういう要件がございませんので、町のほうに委託をお願いをされる、管理を委託される方の森林もですね、対象ではございませんが、環境税でやったとした場合にですね、かなりの数の間伐を実施をしていくことが必要となっているんじゃないかと思えます。そこで、ひろしまの森づくり事業、いわゆる環境貢献林事業でございますが、事業場所、事業面積の確保とひろしまの森づくり事業とのすみ分けはどのようにされるのかをお尋ねをいたします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。ひろしま森づくり事業税との関連ということで御質問をいただきました。御指摘のようにひろしま森づくり事業につきましては平成19年度から制度化されたものでございます。県民税を1人500円を財源として、主な事業内容で言いますと、先ほど言いましたスギ、ヒノキの人工林の間伐、また、広葉樹

を対象とした里山林整備でありますとか、林業体験活動などのソフト事業も、対象とされております。しかしながら、先ほどありましたように、森林環境譲与税と、ひろしま森づくり事業が、事業が重複するのではないかというふうな議論がされた経過もあるように聞いております。広島県におきましては、森林環境譲与税のメニューとのすみ分けについて、調整でありますとか整理をしているところでございます。人工林の間伐につきましては、ひろしまの森づくり事業、森林環境譲与税とともに、事業のメニューが、先ほどの御指摘のとおりメニューがございます。森林所有者の施業意思の有無により、すみ分けを行っているのが主でございます。森林環境譲与税で対応するケースとしては、森林に関する意向調査を行って、自ら、管理しない意思を持つ、町へ委託を決め、希望される方の森林が対象となっております。施業意思がある方につきましては、森林環境譲与税が対象外となりますので、ひろしまの森づくり事業による間伐の施業である15年の間、手入れがされていない森林に該当する場合は、こちらで施業を行うこととなります。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。森林環境譲与税の趣旨、ひろしまの森づくり県民税の趣旨を、踏まえた上でですね、これら二つの税の用途については、重複することのないよう、導入されている二つの税をうまく活用して、本町の森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進等に向けた財源として一層充実させていただいて、先ほど言いましたようにまた有効に活用できるよう、制度整備の充実を熱望しておきます。これ、1点ですね私が気になるのがですね、この事業、先ほど環境貢献林事業の話がございましたが、この事業を実施するには、ヘクタール当たり1万円の負担金が必要です。環境税については、今のところ負担金とか何とかという話が出ておりません。先ほど言いましたように、要件要綱、250メートル以上ありますが、その中で、私はもうする気がないから町のほうに依頼しますよと。ということで町のほうに依頼した場合ですね、その方に対しては負担金が出るか出んのか今から制度をつくられるわけでしょうが、それは要らないと。環境貢献林だったら負担金の1万円が出てくると。これはやっぱりそこらあたりの問題はですね、きれいに整理をされてですね、先ほど1番議員もありましたように、他町村では、要綱、要領等をつくられてですね、対応をされてるともございますので、それらあたりを参考にしてですね、安芸太田町のほうにも、ぜひ、取り入れていただきたいことを申し添えておきます。

次の最後の質問ですが、これはもう、私が、ルーティンと言ったらおかしいんですが必ず、新年度の最初にはお聞きをさせていただいております。予算編成についてお伺いをさせていただきます。12月の定例、私、定例一般質問でですね、平成4年度予算編成に当たり、どのような方針をもって、予算編成に取り組まれるのか。また、3年度予算に比べて大きく変わる点があるかどうかについてお聞きをさせていただきました。そのとき、答弁としてですね、令和4年度の予算編成に当たって、戦略的に重点化すべき事項、事業、いわゆる骨太プログラムとして示し、一連のヒアリングを終わった段階で、次年度予算に、盛り込むべき具体的な政策を改めて提示、というような御答弁であったかと思っております。予算編成に当たっては、大きく方針を変えていくというよりは、もし、むしろこれまでやってきたをさらに深めていくほうの深化、あるいは深めていくほうの深化というようなことを付き詰めていく必要があると。ということでございます。町長が就任以来、人口減対策ということを念頭に取り組んでおられます。ただ、昨年1年間を取組をさせていただいて、まだまだ進めるべきあるいは、この人口減対策に足りなかった部分ということも感じておるということでございまして、また一方で、本町を取り巻く環境としても、コロナ対策というのは

大事でございます。これも最優先で取り組んでいただければいけないと思います。本町が抱えております、人口減少、対策、人口減少という状況も、残念ながらまだ、改善されているとはなかなかいえない状況で、やはり、この二つというのは、昨年度に引き続き、本年度もやっぱり、取り組んでいただいく必要があるかと思えます。1年間の経験も踏まえまして、さらに、進めて施策として、取り組んでいただきたいと思えますし、3月定例会の初日に、令和4年度予算の概要として、最優先課題とした、挙げた、過疎化の歯止めは、さすがに一筋縄では解決しないと。いうことを実感したと、予算概要で述べられておりますが、後期計画の3年目として、自然環境と人間環境の調和のとれたまち、出産から成人までのライフステージをつなげるまちなど七つのまちづくり基本方針のもとで、定住人口対策や子育て、教育、次世代育成などの七つの政策分野を構成する事業を積極的に進めるために、予算編成をされ、新年度予算として上程をされたと思えます。先ほど言いましたように、これは予算の初日に述べられておりますが、また改めてのことになるかと思えますが、4年度の当初予算編成の、特筆すべき重点事業について、改めて町長の御所見を伺います。またあわせて、今後、安芸太田町の将来を見据えて、町長としての御展望もございましたら、あわせてお聞かせいただきたいと思えます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、では令和4年度当初予算案についての御質問をいただきました。前回も同じような趣旨で御質問いただいております。予算編成、目玉施策、あるいはさらに意を用いたところについてもそれぞれお聞きをいただいたところでございますが、一つは、この議会に入る定例会に入るときに最初に予算の施策の概要説明を、お話をさせていただきました。そこで概要についてお話をさせていただいたんですが、改めて、令和4年度の当初予算案で、特に私が意を用いたといえますか、テーマとして掲げたのが、御紹介いただいた進化というところでございます。1年前に予算編成初めてさせていただいて、それから私なりに、この1年間、思うところの政策を具体化をしていく取組を進めてきたところでございますが、お話をしたとおりに、うまくいったと思うところもあればですね、やはり一筋縄ではいけないと、さらなる工夫が必要であるということを感じた部分がございます。そういった意味で、1年間の私なりの経験を踏まえて、今回の予算編成をさせていただいたところでございますが、概要はそれこそ、冒頭にも話をしたんでさらにそのポイントといえますか、進化の具体例として例えばお話をさせていただくと、その前に、状況としてはですね、昨年、予算編成をさせていただいた状況と、それほど大きく変わっていないと思っております、相変わらず、コロナの関係は大変厳しい状況、どちらかという、一昨年よりも、あるいは去年よりも、今年のほうが厳しい状況が続いておることでございます。また過疎化についても歯止めがかかっていないという状況でございますので、この2点をしっかりと進めていくというのを重点施策として取上げさせていただいたと。その上で例えば定住人口対策なんですが、1年間、私も、これが最優先課題ということで取り組んできましたが、そのボトルネックというのは、移り住む家がないということが一番大きなボトルネックだというお話をさせていただき、それを解消するために、空き家の確保というのを一生懸命やってきたつもりでございます。ただこの空き家の確保を具体的にはですね、例えばあの地域の町内会長さん振興会長さんにも御協力をいただいて、地域を絞って、空き家のしらみ潰しに当たっていく、持ち主さんに当たって空き家バンクに登録していただけないかということも、取組をさせていただいたんですが、結果としては、なかなか思うように空き家を確保出来ない。それを一つは、我々からすると空き家に見えるんだけど、持ち主さんからすると、年に1回、お盆や正

月、あるいは、田畑をつくるのに、帰ってくるという空き家じゃないんだという方が結構おられる。あるいは、やっぱり空き家なんだけれどもまだちょっと人手に渡すのは難しいと、もう何年か待ってくれというようなことですね、なかなか、当初私が想定したような形で、空き家を確保することが出来ないという、現実にぶち当たったわけでございまして、そういった意味ではそうは言いながらも、引き続き、移住定住のボトルネックというのは、移り住む家の確保だという思いでは、空き家の確保も引き続き進めるんだけれども、移住先の確保として別の方法を考えようということで今回、新たな新規施策として提案したのが、一つは、空き家を町が借りて、それについて、町がリフォームをさせていただいて、移り住みやすい家を御提示させていただくことによって、人を引っ張ってこれないかという施策が一つ。もう一つは、町営住宅も今ほとんど満杯なんですけど、新たに賃貸住宅を確保するという意味では、町営住宅のような形で、新築の物件をやっぱり町がつくるべきではないかと。ただ、財源的に厳しい状況でございますので、そこは、町の行政負担をできるだけ減らす、減らせるような仕組み、つまりは民間活力を導入させていただいて、家賃収入が期待できるわけですから、それをもとに、民間主導で、新築住宅をつくっていただく、そういう二つの取組を、今回提案をさせていただいているところでございます。またもう一つ、先ほど、コロナが1昨年以上に猛威を振るっているという話をしましたが、結果として、今年度については、移住定住への町への問合せですとか、あるいは移住者も、おとしよりも一昨年度よりも減っているというのが今現状でございまして、そういった意味では、移住定住に向けた、問合せが減っているという状況を改善するために、今年新規の施策として、県とも連携をさせてもらいながら、首都圏や、あるいは広島、市内に住んでおられる方々をターゲットにですね、改めて、潜在的な移住者の掘り起こしのキャンペーンと一緒にさせていただこうという話をさせていただいているところでございます。またもう一つ、移住定住、家の話ばかりでしたが、働く場所というのが、やっぱり引き続き大きな問題があるんですが、これについても、特に町内の特色ある仕事という観光ですとかあるいは農業林業といった分野というのは、季節変動が激しいものですから、1年を通じて特定の方を雇用するというのは、雇用の側からかなりハードルが高いということもあって、そういう季節労働を組合せて、年間で見れば一定の仕事量になるような形で、仕事をつくりながら、そこにある意味、派遣をさせていただくような仕組みを導入すべきではないか、これ議会でも、以前御指摘いただきましたが、特定地域づくり協同組合という制度をつくらせていただいて、多様な仕事を体験していただきながら、最終的には、一つの固定した仕事についていただくことが前提ではありますが、むしろ最初は、仕事を特定しなくても、町内、来ていただいて、この協同組合に参加をいただければ、季節季節の特色ある仕事をしていただきながら、収入は確保していただきつつ、町内のいろんな仕事を体験をし、最終的に定住につなげていくといったような取組を、来年度、考えているところでございます。そういったことで一つ一つ説明をしたいところでございますが、今申し上げたような、昨年度の経験も踏まえた上で、これまでの取組方向性は変えていかないんだけれども、さらなる工夫をしながら、より効果のある施策を進めていきたいということで、取組をさせていただきたいということ。最後に、将来を見据えた取組という意味では、本町の懸案事項についても、今回改めて、取上げさせていただいてるところでございまして、旧JRの滝山川河川橋梁の撤去事業ですとか、あるいは、冒頭御質問いただいた、加計スマートインターのフルインター化、といったような取組、こういったことも、将来的には実は、財政的に大きな負担も見込まれますけれども、そうは言いながらも町の将来にとって必要なことについても、しっかりと取り組ませていただく、またそのために必要な財源の確保、これは、それこそ道則議員の顔を思い浮かべながらですね、無駄なところはしっかり、そがせていただきながら、将来の財政負担に対する準備もさせていただく、そういう予算、私として組ませていただいたつもり

でございます。すいません長くなりました。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

持ち時間が迫っておりますので、あれでしょうが、まだ、再質問を二つ三つ考えておったんですが、これはちょっと、次回に置くことが出来ないか、置くことができるかわかりませんが、ただいま町長いろいろの新年度の事業等について御紹介をいただきました。町長が特に力を入れておられます社会増の転換に頑張っていたかと思いきや、また先ほどの御説明がありました、住宅のリフォームとか、町営住宅の建設とかという、施策についての中身についてはですね。後日予定をされております予算特別委員会の中で、改めて、質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ここで簡単にですが、もう当初予算の内容はあれですが、いわゆる町債にしる、残高見込みも減少しておりますし、特に基金の積立てが、ここ2年間で減少、当初の予定、予定としてはおかしんですが、見込みでは、今までは、いわゆる予算を組むのに、基金を取崩して、組んで行っておりましたが、ここ2年間はですね、それをゼロにして、逆に積み増ししてですね、今回配付されました予算の状況を見てみますとですね、逆に、28億ぐらいまで、基金が増えるというような内容の報告があったやに思います。ただそうは言っても、これは増えたからいいようなもので、ないよりはいいわけですが、できれば増えることも必要でしょうが、やはり、町の将来を考えますとですね、やっぱり使えるところは使って大きく事業を進展してですね、町の発展のために使っていくということも必要でしょうし、いやそれにましてやまだ一般財源の中にですね、いわゆる、まだ減少といいますか、見直してですねいくべき項目はあるのではないかと。人件費については減をされておりますので、2年間でですね、減をされておりますが、いわゆる私が思うのに補助費、これはこのたび大きく、減少、これはコロナのことで減少というようなことが書いてありましたが、いわゆるもう何年も議題となっておりますいわゆるイベント補助とか、団体補助についての補助の見直し、町長の言葉はとって悪いんですが、前回私が質問をしたときですね、決意を持って取り組むというような御答弁がございました。本年度の状況、これ、小さい数字はわかりませんがあれですが、これも先ほど言いました予算委員会での話になろうと思っておりますがもし、どういうふうに取り込まれたかについてだけでも結構ですから、御答弁をいただければと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて団体補助も含めた財政の圧縮といいますか、ということだと思っております。個別の補助事業についてもそれぞれ当然見直しをさせていただくところでございますが、例えば、今年度補助という話と直接つながるかどうかわかりませんが、公的施設、公的な施設の管理計画見直しというのをスタートさせていただいてるところでございます。様々な予算がありますけれども、施設の管理費というのを実は相当大きな部分がございます、そこは個別にももちろん取り組んでいくんですが、全体的な計画をつくりながら、基準をつくりながら、全体的な見直しを図っていかなければならないということで、そういった準備というのは今進めてるところでございます。今の公的施設の管理計画の見直し、本格的にはどうしても来年度の話になろうかと思っておりますけれども、そういった部分を一つ一つ積み重ねながら、全体的には、圧縮というのは引き続き進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

ありがとうございました。やはり歳出の削減、歳入、歳入については計算は出来ますよね。国からのあれができるわけですが、歳出の削減は、先ほどの、まだ削減可能な部分があるのではないかと感じております。いわゆる社会保障関係経費、子育て支援事業などの課題に取り組んでいくには、今後も財政需要が懸念をされます。一層、財政事情に、指標に注視をしていただきですね。町政運営に取り組んでいただき、直面をしているコロナの危機を乗り越えていただき、その先に、安心と安全で希望と活力に満ちた安芸太田町になるよう取り組んでいただくことを申し添えて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で佐々木道則議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。午後 1 時半より行いますのでよろしくお願いします。

休憩 午前 12 : 00 分

再開 午前 13 : 30 分

○中本正廣議長

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、6 番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

昼から 6 番、大江厚子です。よろしくお願いいたします。本日は、3 項目について質問いたします。まず、第 1 項目め、支援、例えば虐待とか経済的困難、家庭介護等が必要な子どもたちの支援体制と、その具体的な中身について伺います。近年、児童虐待、本当に新聞等でも報道されてますように、児童虐待、よく、頻繁にね見ます。心が痛む問題です。児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー、つまり家族の介護やケアに身の回りの世話を担う 18 歳未満の子どものことですが、ヤングケアラー、いじめ、教育格差等が問題として表出しています。またコロナ禍において、子どもたちの自殺が増加しています。例えば、虐待相談件数は 30 年連続で増加。児童相談所による相談件数、対応件数は、2020 年度初めて 20 万件を超えました。そのうち、虐待死は、心中以外の虐待死が 57 人、心中による虐待死は 21 人です。子どもの貧困は、厚生労働省の発表によると、2018 年、子どもの相対的貧困率は 13.5% であり、7 人に 1 人の子どもが貧困状態で、先進 7 か国、Gセブンの中で高水準です。ヤングケアラーについては、厚生労働省と文科省による、昨年 12 月から今年 1 月にかけての公立中学校、全日制高校で、抽出実態調査が行われましたが、世話をしている家族がいる中学生が 5.7% で、17 人に 1 人、全日制の高校の生徒が 4.1% で、24 人に 1 人です。定時制や通信制の高校では割合はさらに高くなっています。いじめについては、文科省が公表した問題行動不登校調査では、全国の小中学校などが、2020 年度に認知したいじめの件数は、51 万 7163 件です。子どもの自殺は、同じく文科省、厚生労働省によると、2020 年、小中高生、小中高校生の自殺数は前年から 25% 増え、499 人です。そして、こうした数字に表れないボーダーラインの子どもたちの数は、さらに、多くいると考えられます。本町でも、これら問題と向き合い、取り組んでいくべきと考え、質問いたします。1、親子相談支援センター、民生児童委員、学校、保育所、認定こども園などで、相談や気づきのあった件数と、もし差し支えなければその個別支援について伺います。2、現在の相談支援体制について、例えば、安芸太田町虐待防止ネットワーク会議や、人権教育における児童憲章、子ども

の権利条約についての学習、あるいは安芸太田町いじめ基本方針の周知徹底はどうなっていますか。また、子どもに関しては児童相談所との連携が大切ですが、安芸太田町は、西部こども家庭センターが担当していると思います。これ児童相談所なんですけど、児相は7市7町を担当し、場所は宇品です。果たして十分な連携がとれるのでしょうか。またそのほか、当町独自の支援体制についてお伺いします。3、今日の親世代の長時間労働、低賃金、非正規職化、また所得格差が子どもの教育格差に影響するなど、子供を取り巻く深刻な社会環境は、この社会の矛盾の反映と考えます。直接、子どもや家庭、家族、親と向き合う地方自治体として、どのような支援が必要と考えますか。以上、お願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして大江議員のほうから、子どもの支援体制についての御質問いただきました。大変お話をいただいたように、心痛む問題でございますが、前半の親子相談支援センター等も含めたですね、具体的な本町の動きですとかあるいは連携についてはまた担当課のほうから話をさせてもらえばと思いますが、地方自治体としてどういう支援が必要なのかということについてちょっと触れさせていただきますと、本町の場合特に親子相談支援センターというのを令和元年に、役場に設置をしているところでございます。どこの役場でもですね、こういった相談窓口というのは当然設定されていると思いますけれども、あえてこうした親子相談支援センターという形でしっかり看板を立てて、取り組んでいるものというのは、県内でも少ないのではないかと考えております。その上で、これは実際に親子相談支援センターの中で、担当している職員からもちょっと聞くんですが、特に子どもに対する支援というのは、やはり対応する中でですね、子どもの感情ですとか、あるいはその本音をやっぱり聞き出していき、それがやっぱり重要ではないかと。いうふうに言っているとございまして、子どもの本音やあるいは感情をしっかり相談を受ける、こちら側も共感をしながら、対応していくということが何よりも重要なそのことによって本人の改めていろんな思いなりをしっかり聞いていくということが重要だというふうに聞いております。その上で、地方自治体としてはということでございますけれども、子どもを取り巻く問題というのは、御指摘いただいたように、子どもだけの問題ではなくてですね、その子どもを取り巻く環境、あるいは、家庭環境あるいは親の問題等々諸々ございましてそういった家族ごと支える支援といったものが、やっぱり必要であるとともに、簡単に解決しないだけに、継続して関わっていくということが重要なのではないかなというふうに思っております。そういった意味では正直地方自治体だけではですね、なかなか対応が難しい問題でございますので、子どもさんを取り巻く関連機関、お話もありました学校関係ですね、もございましてあるいは児童相談所もあります。さらには、医療機関ですとか、場合によっては、警察や司法機関等々の連携も要ると思っております。そういったところと連携をしながら、情報の共有を図っていきながら、やっぱり対応を進めていく必要があるのかなというふうに思っております。また、先ほどお話をしたように、親子相談支援センターなんですけど、そもそもその存在が実はあまりやっぱり知られていないというか、周知が出来ていないということも大きな問題だと思っておりますし、おりますので、ホームページや広報を通じた、周知徹底も必要でございますし、何よりも、子どもさん方にですね、学校や、あるいは自分の親だけではなくて、ほかにもちゃんとそういった相談を受けてくれる大人がいるんだよということを知っていただくという意味で、例えば学校なりでも、この親子相談支援センターの存在なり、内容については取上げていただくといった工夫も、いるのではないかなというふうに思っているところでございます。詳細はまた、担当課長のほうから話をさせていただきます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。私のほうから1番目と2番目にございました、まず親子相談支援センターの状況について御説明のほうさせていただきます。本町におきましては、令和10年、ごめんなさい令和元年の10月から、親子相談支援センターを開設いたしました。こちらには、母子父子自立支援員を兼務しております家庭相談員と、母子保健を担当します、保健師で構成しております、相談窓口を明示して、それこそ学生の恋愛相談から、子どもをもうけようとする夫婦や妊娠期子育て期まで、切れ目のない、相談、支援体制を整え、問題を抱えている妊婦や親子、そして子ども、子育て期までの、また配偶者のそれこそ配偶者に対する虐待でありますとか、児童虐待などに対しましても、本人からのSOSや、地域からの連絡、相談を受けた場合には、まずは、対象者とのですね、信頼関係の構築、関係機関等の調整を図りながら、面談でございましたり、また助言、福祉サービスにつなげるなど、対象者自身の人間関係やメンタル面にも十分配慮した上でですね、総合的な対応を行っている部署でございます。また令和2年の10月からは、LINEにより相談事業も行います。近年のスマートフォンの普及によりまして、若年層の多くがSNS、ソーシャルネットワーキングサービスというものを使っての、コミュニケーション手段として用いております、電話やメールのみならず、SNSを活用した、相談体制の構築が求められておりましたため、様々な悩みに対します支援の充実を図るためにも、このLINEが必要だと思い、こちらのほうで活用しての相談業務を行っております。常時ですね、20件程度のケースについて対応しております。対応によって、少し落ちついた状況にもありますけれども、やはり家族構成など、様々な事情や、複数の課題を、抱える家族、家庭、明確に終結しましたよというようなケースには至っていないのが状況でございます。実際に、面談とか訪問等ですね、件数ちょっと拾ってみたんですけども、令和2年度で申しますと、それこそ面談、訪問で言いますと、623件、令和3年度におきましてはこの1月末現在で692件、状況としてはやっぱり増加しております。またLINEを使いました、町への受信で申しますと、令和2年度においては2216件、令和3年、この今年の1月末までで3169件と、やっぱり増加しております。現在のやっぱり相談内容は、親子関係や夫婦関係、兄弟関係、家庭の環境とか経済状況、保護者の心身の状態、また就労や子どもの成長、発達に関することなどもものすごくやっぱり幅広いものでございます。こういった状況ですので、とても親子相談支援センターだけではですね、解決するものではございませんので、関係機関、先ほども町長のほうもございましたように、やはり民生委員さんだけでなく、医療機関であったり、それこそ西部こども家庭センター、そういったところとも、協議等を密に行いながら、業務を確実に引きつないでいくことをしながら、切れ目のない、支援体制を今構築しているところでございます。ちなみにですけども、令和2年度におきましては、そういった、関係機関との連携をさせていただいたのが、一応66件、令和3年度におきましては、この1月末で、63件というふうな、件数になっておるところでございます。また地域の社会的資源をお伝えし、対象者と一緒に解決策を図りながら、その人に寄り添った、支援を行っていくことを行っております。どの場合もですね、1回限りということではなくて、やはり継続したかわりを持っていきながら、家族のライフステージごとにその課題を予測出来、家族の孤立を予防する取組ということも、やはりこの支援センターのほうでは、やはり業務の一つとして、進めているところでございます。なお先ほど議員のほうの御質問にございました虐待ネットワークという部分につきましては、DVとか、子どもの虐待、そういったものはやはり、一つ一つがばらばらのものではなく、場合によってはですね、複雑に絡み合ったような状況もございます。そういったことも含めまして、他市町のように

に一つ一つ問題に対しての協議会を設けるのではなく、安芸太田町においてはそういったものを、一括して取り組んでいこうという、ネットワークを立ち上げておるんですけども、実際に個々の課題に対する、対応のほうに重視するあまり、なかなかそのネットワークにおいて、皆様と情報を共有するということはまだいたっていないという課題がございますので、こちら辺については、今後しっかりと進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、二見教育長。

○二見吉康教育長

はい、虐待について、あるいは経済的な問題っていう、今、課長のほうからございましたけれども、いじめという学校のですね、いじめにつきましては、最近の問題でなく、長い歴史を持っておりますけれども、従来ですと、そういう課題が発生した場合には、生徒指導委員会というのがですね、あって、いろんな子どもの活動に関することについて、状況を把握したりあるいは最終的に指導するとかいうのありましたけれども、平成23年の秋でしたか大津市の中学生がいじめを原因として自殺したというのがございました。翌年、大津市のほうでこの問題の解決に当たるために、市長、市長が先頭に立って始めたわけですが、それがきっかけとなって、国でのいじめ防止対策の法案も決められ、また、各学校にですね、広島県でも、いじめ防止対策委員会というものを設置し、重大な問題については、町長と一緒にですね、対策をとっていく委員会も設置するというところでやっております。そういう中で、今いじめに関わる問題、これについては学校では、定期的にアンケート調査をする、あるいは、ささやかな事象が起こったとしても、アンケート調査をして実態を把握する、その結果、先般も御報告いたしましたけれども、随分いじめ件数が多いというのも御存じだと思いますが、かつては、こんなささいなことというふうなことが数字に上がってこなかった。というようなものが、細かいことまで、子どもも先生も認識して、数字に上がってきたという点ではですね、随分、そういう調査もよく進んでると思っております。中で、今度は、対策として、いじめや、あるいは虐待に関わっては、スクールソーシャルワーカー、これは、町としていうわけにいきませんので、県教育委員会が定期的に派遣してくれる。時間体の中で有効活用して、スクールカウンセラーとは違って、虐待等は、家族関係、生活環境等に関わりますから、そういうところまで、関わっていただける、スクールソーシャルワーカーを活用するなどしております。それから、県や、あるいは民間団体行っている相談窓口、電話と、これらについての連絡先等を学校を通じて、子どもたち一人一人にその連絡先が分かるものを渡すということをしており、というようなことで、我々としても、一刻も早く発見し、早期解決になると、ただですね、ネグレクトという、いわゆる保護者としての、育児放棄、例えば洗濯をしない、あるいは食事を用意していない、そういうふうな状況が昨今増えているというような気がいたします。それでも、先ほどの福祉課と連携の中で、ケースワークの中でですね、取り組んで解決に取り組んでいるというところでございます。

○中本正廣議長

はい。大江議員。

○大江厚子議員

この町もうそういう子どもたちを取り巻く環境、全国で起きているのと、他人事ではないと思っておりましたが、実際聞くと本当に、ちょっとね心が、痛むぐらいに、そういう状況があるんだなというふうに、改めて認識しました。その中で、担当の部署の方が一生懸命されていることに本当に心強く思います。で、思いながら、やはり子どもの命に関わってくることなので、私たち地域も一緒になってね、子どもた

ちの健やかな成長を、見守ってというか保障していかななくてはいけないなと思っています。子育ての多くは家庭が担っているのが現状ですけど、先ほど私言いましたように、家族の在り方というのは多様で、教育委員会からもありました、福祉課からもありましたけど、家族だけでは子育てが困難な場合が多くあります。子どもの権利を保障し、子どもの誰1人取り残さず、健やかな成長を社会全体で支援することが本当に必要だと改めて実感しました。国は、社会保障政策において、自助、共助、公助を打ち出していますが、それは、どうしても自助が強調され、自己責任が問われるような社会風潮もあります。しかし、国の子育て、教育費や社会保障に支出する金額は、他国に比べて低いものです我が国は。親は、家族は其中で一生懸命頑張っています。子どもや家族、地域の置かれている現状を、行政も私たちも認識し、思いを共有し、親の所得の安定や、教育費、養育費、教育費の補償、子育てに親が関わることのできる子育てに充てることのできる時間の保障、親や子が地域で孤立しない手だて等、国や地方自治体が責任を持つべきことと、私たち地域が担っていく役割を、改めて明らかにし、この町は、社会全体でこの町全体で子どもを育てていく、そういう町なんだという意識を醸成していかなければというふうに思っています。はい、またこれについても、もっと具体的にお聞きすることになると思います。ごめんなさい、ちょっと今、それ以上、はい、ありがとうございました。

次に、森林の育成管理について質問します。ちょっと私の認識が間違っていたら訂正してください。2020年農林業センサスによると、本町の林野面積は3万154ヘクタールで、総面積の88%に当たり、このうち国有林町有林を除く私有林は約2万1557ヘクタールと、71%に当たるというふうに統計から読み取りました。この先人が守り育ててきた山林を、私たちは次の世代へ健全な形で引き継いでいく覚悟と、明確なビジョンが必要と考えます。質問に入ります。まず現状を知る、知りたいと思ひまして、本町の森林所有の森林所有の規模、人数、戸数といえますか、と、人工林の状態について伺います。我が国の森林の所有形態は零細で、朝もね、ちょっと、町長のほうからもありましたけど、零細で分散、多くは手入れが不足というふうに言われています。私、零細、分散については、やはり以前、田をつくるときに、やっぱり山から草を刈ってね、それを田に入れるっていうことが必要だった時期が、肥料として必要だった時期があり、私の子どものときもそうでしたけど炊事とか、お風呂を沸かすのは、木をね、燃料にしてやっていた時代があります。やはり、背戸の山っていうのがそれぞれ必要なね、そういう時代がこの零細、分散っていうのは反映していたのかなというふうに思います。本町では、この状況はどうでしょうか。2番、本町における森林経営管理計画について、2番3番については、午前中の同僚議員から同じ質問がありました。重複しますので、割愛して、していただいても構わないんですが、質問に入ります。この計画のプロセスは1、森林所有者に適切な森林の、森林の経営管理を促すための責務の明確化、そして、森林所有者自らが森林の経営管理を実行出来ない場合、市、町が森林の経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は、林業経営者に再委託っていうことですね。再委託が出来ない、つまり、森林経営に適さない森林は、市、町、町が管理を実施ということになっていきますが、まずは、一昨年、森林所有の意識意向調査が行われました。その結果も出ています。余談にはなりますが、この調査によってこの調査誌が送られた、それによって、自分の森林、所有する森林がね、どのような状況かっていうのを、改めてわかった人も多いと思うんですね、樹種とか、林齢がどれこれをこれぐらいになってたんだとか、こういう木を先人は、先祖というか、前の代は植えてたんだというのを改めて、わかったということで、そういう意味でもいいきっかけにはなったな、調査がね、なったなというふうに思っています。で、この意識意向調査から、それ以降の取組と、現段階の実施状況、それから、2番についてはこれからになると思うんですけど、それについて簡潔で結構ですのでお願いします。そして、今後、現実的に、この町の森林所有者、あるいは

森林をね、全て網羅した森林計画が果たしてできるのかっていうのが、とても危惧というかどうなんだろうというふうに率直な疑問があるんですね。そのへんが取り、どうしても取り残す、森林も出てくる、不在、不明所有者もあると思いますので、そういうふうなところはどうかっていうのを伺います。それから3番、森林環境譲与税とひろしまの森づくり事業交付金についてですが、使途と金額についてはもう、午前中ありましたのでこれは、省き、除きまして、今後の活用について、森林経営管理計画の中でこの二つの交付金、補助金、剰余金、譲与税をどう生かすのかっていうことを、まずお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして森林の関係について御質問をいただきました。改めて森林所有の規模ですとか、現状についてはまた担当課のほうからそういったお話をさせてもらえればと思います。ただ概要として今、議員御指摘いただいたように、そもそも森林の規模は3万ヘクタールぐらいあって、そのうち2万ヘクタールぐらいが、いわゆる私有林ですね。先ほどの回答でも1万ヘクタールと言いましたけれども、私有林もだから全部が全部経営林じゃない、要は雑林も含めてのことで、それが大体その半分、後で具体的な話あると思うんですが9000ちょっとヘクタールあって、それがいわゆる経営林として、事業者さんにお渡ししてできるものなのかなあというようなそういう、大きなざっくりした割合があるんだなと思います。その上で、何ていうんでしょうか、これもちょっと先ほどからの答弁のざっくりした話になると思います。また担当課のほうからも話をすると思うんですが、今の、今回の調査をする中でいうと、大体面積でいうと、そんなに多くない1000ヘクタールちょっとぐらいの面積を実は調べておりまして、そういうのが森林環境譲与税が、基本的には森林環境譲与税の制度そのものは、割と自由に使える制度なんですけど、朝からの指摘もあるように県では森づくりの事業もあるもんですから、その仕分の中で、どちらかという森林環境譲与税は放置林をとにかく扱いましょうという整理になってるもんですから、それをすると、ただ、そのときに町の考え方としては、1万ヘクタールあるぐらいある森林のうち、ほとんどはさっきも言ったような形。何て言います経営林とかですね、放置されてるかもしれないけども、基本的には森林経営管理計画に載せるか、あるいは載せるつもりで、組合のほう森林組合のほうに、経営について委ねる部分があるもんですから、そこは現状ともかくとして、持ち主の皆さんは基本的には何らか自分で管理されるんだろうということで、今回の調査から外してると。全くだから、やる気あるかどうかわからないといえますか、そういうところについて実は、主に調査をさせていただいて、その上で、その取組については、多くの市町村がいきなり全部やるんじゃないかって、年度に分けて少しずつやりながら、事業もされてるんだけど、うちの場合は、一気に全部調査をさせていただいて、その、まずは処理を先に、面積的な部分の処理も含めて先にさせてもらおうということでやっとするもんですから、いよいよ少しまとまったものについては、現況調査をして、それについては、いよいよ間伐を始めるということまで来てる状況なんですよ。そういった意味では、問題点をいろいろ指摘されております。しっかり使ってないじゃないかと。これ我々ある意味、それは反省しつつも、順番の問題だと思っております、我々そういった意味で先に、全体の調査をした上で、できるところから出していくということだったもんですから、今年度、決して面積、間伐の面積は多くはないんですが、徐々にこれは増えていくものではないかと、来年実際に20ヘクタールぐらい考えておりますし、そのあと現況調査が整い次第ですね、出来ていくものについては進めていくというそういう感じで考えているところまでございまして、ちょっと長くなりましたが、改めてそういう考え方のもと進めているわけで、その上で、森林所有規模なりについてはまた担当課のほ

うからお話をさせてもらえばと思います。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、御質問の本町の森林所有の規模と人数と、人工林の状態について答弁をさせていただきます。町の全体の面積の9割、約90%が森林の面積になり、また、それを、まず国有林というのがありますのでそれを除いたのは、基本的な民有林となります。民有林がありまして、その民有林の中に県有林でありますとか町有林、財産区有林、そういったのがあります。で、最後に残った私有林ですけど、本町の森林のうち、その私有林は、いま押さえてるのが2万2080ヘクタールというふうに押さえておりまして、その所有規模につきまして先ほどありました農業、農林業センサスによりまして、1ヘクタールから3ヘクタール未満の林家が293戸で全体の38%を占めているということです。所有規模としましては、小規模ですので、ある意味、搬出間伐などを検討する際は、周辺の森林を含めた面的な集積が求められると。そのうち、人工林面積が9270ヘクタール、内訳といたしまして、スギ6割ヒノキ4割の比率で構成をされます。ただ、50年を超える森林も、6割を超えているような状況になっているということでございます。2番目の御質問の本町における森林経営管理計画、重複してることもありますが、御了承ください。令和2年度に実施しました、意向調査では、町全体の森林の、町全体の森林を対象に行いまして、回答率63%、調査に関して多くの問合せでありますとか、来庁していただいて、まず制度のことであるとか、森林の所有、所在などの説明でありますとか、聞き取りを行ったところでございます。今後の管理については、町へ委託という回答された方は、森林の所在も行き方もわからない。林業はもうからないという意見を多く伺いました。森林の意向調査以降の取組ですが、町へ委託を希望された森林については、人工林を抽出し、その所在を把握するために、図面に一筆ごとに記載を行ったところです。現在、現況調査を委託をし、しているところでございます。現況調査の結果を受けまして、人工林の路網の有無でありますとか立木の状況、そういった経済的条件を踏まえて、林業経営に適した森林と適さない森林の判別を行うと。その後、林業に、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業事業体に再委託することとなります。林業経営に適さない森林というふうに判断された、要は黒字が見込めないとか、そういった森林になりますけど、搬出間伐が難しい、そういった、災害の危険性を踏まえながら、順次、町が、間伐を実施してまいります。現段階の実施状況につきましては、経営管理権の設定のための報告を行い、今年度において間伐を一部実施するというところで進めている状況でございます。また、未相続森林についても、権利関係の調査がでございます。森林の意向調査へとつなげて、町が委託を受けるべき森林は、町が引受けて再委託、または町において間伐を進めます。相続関係で、やはり、わからない部分もあつたり、筆界未定地というようなこともありますのでそういった状況になると、やはり、難しいのではないかなということでございます。今後の取組につきましては、現況調査の結果を踏まえ、令和4年度以降の森林整備につなげて毎年20ヘクタールの間伐を発注し、順次進めていく予定でございます。森林環境譲与税、ひろしまの森づくり事業交付金につきましては先ほど金額のほうは、交付税、交付金額などについては、言わせてもらいました。令和元年度のひろしま森づくり事業は、その貢献林という、今、環境貢献林の整備ということで、人工林の間伐、安芸太田町の森づくりというのは、また、里山、公用地の整備でありますとか、林業体験などを実施しております。令和元年度、2年度3年度とも、森林、ひろしまの森づくり事業につきましては、全額交付を受けたものは、全て、支出しているというような状況で、すいません、森林環境譲与税につきましては、2月末の基金残高が、3304万6000円というふうになっているところでございます。今後の活用につつま

しては、森林環境譲与税と、ひろしま森づくり事業の財源を十分活用いたしまして、森林環境の整備、土砂流出防備などの災害に強い森林づくり、を進めていきます。森林所有者から要望でありますとか、森林の現況に応じて、効果のある森林整備を進めていきますが、ただ林業従事者の確保というのは喫緊の課題でありますし、育成も必要であるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい。森林経営にとって適した森林は、林業経営者に再委託。それはだから町内に森林経営者が、何社があるということなんでしょうか。それから、経営に適さない森林については、町が管理を実施し、だからその経費は、そこから多分なかなか利益が上がらないと思うので管理はだから、森林譲与税の中から出していくっていうことになるんっていうことなんでしょうか。それから、今まさに今後、山のね育成維持管理についての問題として森林従事者や経営者の育成をどうするかっていうのがありましたけど、私もそこが本当に喫緊の課題だなと思っています。それから町長は、自伐型林業を育成する方向で、方針立てられています、つまり自伐型林業というのは森林所有と経営を一致するということでしょうか。それとも、森林は所有してるんだけど、自分で自らの労力では難しいから、そういう、自伐型の理念にね、合致するそういう、事業者というか、従業者を探して、そこに管理を委託ということになるのかということと、そうした人たちの人材育成っていうのは先ほども申しましたけど、重要な課題だなというふうに思っていますし、それから、そういう若者がもしそこに入ってきたとして、初期投資がね、かなりいるのではないかと思うんですね、小さい機械ながらも何百万、1000万ぐらいは最低いるんじゃないかと思うんですけどそういう投資の問題はどうなのかということと、それから、町に委託せずに、自助努力で、自分の森林をね管理、育成する場合は、補助はない、森林譲与税は使えないということなのかということまでをお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、幾つか質問いただきました。もう答えてないところはですね担当課長が、しっかり答えてくれると思いますので、御指摘のようにですね、今状況調査をさせていただいておりますが、要はその経営林として担っていただけるものはどっか担っていただけるところをお願いをします。その担い先についてはですね別に町内、町外限らず、どこでもといたしますか、その能力があるところについては御紹介をさせていただくと、一応、そういった事業を意欲のある事業者については、リスト化をさせていただいて、お願いをしていくということになると思うんですけども、そういう状況にございます。ただ、午前中も話をしたように、本町の、特に今調べてるような放置林というのは、規模もかなりちっちゃいもんですから、いわゆる普通の事業体、会社経営でやっておられるような事業者さんが担えるようになると、相当程度の面積がいる。1から3ヘクタールが38%という話がありましたが、これぐらいの規模だとですねやはりなかなか普通の事業体は受入れない。一方でもう、御指摘がいただいた自伐型林業というのはそこまで大きくなくてもですね、状況次第によっては、例えば材が出しやすい地域であれば、そこまで面積大きくなくても対応できるのではないかというようなこともあって、言ってみれば、いろんな事業体さんがやっぱりいるんじゃないかと思うんです。広い面積がとれるところは当然大きいところに入っていく、そうじゃない、うちみたいに、面積が1枚1枚小さかったり、あるいは、急峻な斜面が多いので、一括して

事業をやろうとしてもですね、なかなかうまくいかないけれども小回りがきくところをお願いしたいというところ、今御指摘いただいたような自伐型林業家でも対応していただける。コストをできるだけかけないことによって、それでも預かって、何がしか事業をやりますよというところもあるのではないかという思いで、支援をしていきたいなというふうに思っているとでございます。当然そういった意味では、そうはいいいながらも、自伐型林業でも、初期投資がいる部分もございます。現状はどちらかというところとまずは研修を進めながらですね、そういう意欲がある方々が技術を培っていただきながら、本業ができるように支援をするというところを考えておりますが、将来的に担っていただけるようなところになると、今御指摘いただいたような、初期投資への支援といったことも考える必要があろうかというふうに思っております。というところでございます。そうですね、改めて、いろんな担い手を用意、用意といいますが、増やしていくことが必要だと思っておりますので、そういった取組をさせていただきながら、ただ、全部が全部やはり町が担うというのは、森林環境譲与税も限りがあるものですからですね。難しいところがございます。まずは、本町としては、とにかくもう経営の意欲がないという放置林については、町が担わざるを得ないと思っておりますが、それでもなお、できるだけ自分でやっていただけたところは、そういった、自伐型林業家さんみたいなことも用意しながら、対応させていただくということだと思っております。最後にそうすると全部ですね、もう町に任せればいいじゃないかというところを御心配される御指摘もございました。森林環境譲与税の考え方がですね、そうはいつでも、放置しておいたら困るので、町が乗り出せということをつくっていただいた制度だと思うので、幾分それはしょうがないといえますかね、制度の考え方として、それで国がやれという御指摘でございますので、それを受け止めるのかなと思っておりますが、今申し上げたようにそうはいつでも、国、町にらせていただくという意味でいうと、コストは負担されないかもしれないですけども、その売上げも御本人にいかないと。そこらへんがやっぱりせめぎ合いだと思っております、まとめていって少し、収益が出るような取組をしながらですね、できるだけ、町がやらなくてもいいような工夫というのもしっかり必要なかなというふうに思っております。それ以外補足は、担当課長のほうから話をさせていただきます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、町長が申しましたので、あんまり補足事項はありませんが、まず森林環境譲与税の放置してる森林、今現況調査を出しておりますけど、現況調査を出す中で、林道が近くにあるとか作業道が近くにあるとこれ搬出したら黒字になるんじゃないかと、そこについては業者のほうがおるんで業者紹介しますというので町内町外の林業の関係の業者につなげるということ、それ以外の、これはもう、もう、後継として無理だと、ほっといても、ほっといたら大変なことになるというような山については、町が発注していくということになります。それと、林業従事者の件でございます。確かに、各林業、太田川森林組合をはじめとする、林業を行っている事業についてはですね、特に造林というよりか、搬出、木を出す方の、従事者っていうのがすごく、少ない、困ってるというようなことを聞いております。そういった意味でも、研修などを重ねながら、安芸太田町に来ていただくという、林業の従事者を育成しなければいけないというふうに思っているところです。自伐型林業研修会というのを、今年度、実施しておりますけど、これについては、自伐に限らず、選木であるとか伐採であるとか、作業道のつけ方の研修なども行ってます。これについては森林環境譲与税を財源に充てて実施しているところでございます。また初期投資の件、町長申しましたけど、基本的に、要は施業っていうのは、大型林業機械を入れて、どんどんやるっていうのは

やっぱり自伐型林業というのは、むきませんので、やはり、その初期投資っていうのはやはり限られてくると思いますし、何千万もかけるような、林業の機械っていうのはなじまないのかなというふうに考えておるところでございます。そういった意味でも、自伐型林業を行う人が、自分の山というのはやはり、難しいということで、やはり、森林所有者と自伐型林業者というのは、やっぱり別なので、その中の、やはりコーディネートであるとか、そういう方につなげていくっていうのはやはり、やっぱりソフト事業ということで、必要であるかなというふうに考えておりますので、そういった意味でもやはり、林業者、森林所有者と、やはり、施業する方の、やはり間に入って、コーディネート役が必要であるというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。山は、先ほども言いましたように先人が次世代のために植林し、国産木材の供給に寄与してきました。また整備することで治山、水源の涵養等に貢献するものです。9割を占める山林を何とか生かす施策、子どもたちが山に関心を持ち、山が生活の一部になるような取組を進めていただきたいと思います。また、このたびの大規模風力発電計画に見られるように、大規模開発は、時として山を傷つけ、自然を壊し、生物にダメージを与える危険性が大きいです。自然保護条例、自然保護保全条例等の制定も必要だと考えます。

はい、ちょっと時間が迫ってきましたので、3項目目に入らせていただきます。岩国米軍基地に関する問題についてです。その前に通告はしていませんが、町長に、もしよければ、答弁をお願いします。2月24日ロシアにウクライナへの軍事侵攻が始まりました。多くの人々が犠牲になり難民も多く出ています。また、ロシアのプーチン大統領が核戦略を念頭に、特別体制への移行を命じ、さらに原発周辺を攻撃し、制圧しています。また本日の新聞、中国新聞では、EUは史上初めて、戦闘地戦紛争地への武器供与をね、武器供与を決めたというふうに報道しています。本当に戦争がもう激化しているというふうに言われます。また、一方日本では、安倍元首相をはじめ、維新の会等から、米軍の核兵器を日本に配備して、共同運用する核共有を検討すべきとの声が出ています。町長はこの情勢はどのように考えますか。

で、通告してました米軍基地に関してです。米軍厚木基地からの空母艦載機が岩国に移転し始めてから、し始めた2017年11月から、基地周辺や空域訓練になっている、当町も関係してきますが、広島県西部、島根県には被害が、騒音被害が増加しています。先ほども何度か騒音が聞かれました。また基地の返還や縮小ではなく、拡張を進める在日米軍基地は岩国ぐらいだけだというふうにいわれています。これ岩国ほどの、新しく大きな基地は国内にはないとさえいわれています。これからも間違いなく活用され、活用が拡大され、訓練移転や暫定配備は加わってくるといわれています。質問です。米軍機による騒音被害、コロナ感染拡大原因、それから昨年11月の異様な飛行機雲について、町はどのように捉えていますか。2、1月26日、米軍機による飛行訓練の騒音被害に関する関係自治体意見交換がありましたが、その概要と、本町から出された報告、要望について簡潔にお願いします。3、岩国基地は先ほども言いましたように、沖縄嘉手納基地と並ぶ極東最大地の空港、米軍空港基地ですが、また最近岩国基地の岸壁に大型艦船の入港が本当に続いています。岩国の基地、岩国基地の機能拡大強化になる、このような状況を本町はどういうふうに考えていますか、お願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。先に、今のウクライナの侵攻の件について改めて御質問いただきました。議会でも開会初日にですね、決議をとられたところがございますが、私もまた同じ思いでございます。大変残念な状況が続いておりますし、それがむしろ激化しているということが大変心配をしているところがございます。これに含ま、これに関わってですね、国内でもいろんな議論がございます。私自身は、個別の議論について、それにくみするつもりはありませんけれども、改めて、とにかくロシアは直ちにですね軍を撤収をして、速やかに平和的な手段で協議に入っていただくことを希望するものでございます。岩国基地の問題についてはですね、担当のほうより御説明をさせていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

はい、米軍機のほうにつきましては、私が町の窓口があつてですね、関係市町と連携していますので、私のほうから答弁させていただきます。まず米軍機による騒音被害などについてでございます。米軍機による騒音被害については、防衛省の騒音測定器による測定開始から4年目になりますが、今年度は、令和4年1月末時点で既に過去最大の回数を記録しており、学校や高齢者福祉施設、あるいは病院といった施設をはじめ、町民の皆様の生活に大きな支障が生じていることを考えております。次に、米軍岩国基地の新型コロナウイルス感染症拡大原因につきましては、山口県知事、岩国市長の連名で、アメリカ海兵隊岩国航空基地司令官あてに、米軍岩国基地に係る新型コロナウイルス感染症対策の強化に関する要請、そして、広島県知事からは、米軍岩国基地司令官と、在日米軍大使館臨時代理大使あてに、基地内での感染者に関する情報提供や感染防止対策の徹底を求める緊急要請が行われているところでございます。なお、本町の新型コロナウイルス感染症の感染経路につきましては、家庭内感染が主でございまして、その他は感染経路不明でありまして、感染拡大は、オミクロン株の感染力が強い変異株の影響によって、住民の皆様が、感染対策、取組を徹底していただいた中におきましても、新規陽性者の確認数が増加したものであるというふうを考えております。続きまして、11月の飛行機雲についてでございます。住民の方からの提供もございまして、危機管理課で確認をさせていただきました。低空飛行の目撃情報や、飛行音が確認出来なかったということから、米軍機による飛行機雲であるとは断定出来ておりません。なお、このことを広島県国際課に状況報告をさせていただきましたが、広島県へ報告した際には、低空飛行による、飛行音がなかったこと、飛行機雲発生に伴う、異物等の落下はなかったため、防衛省等関係機関への情報提供は出来ないとの回答を受けておるところでございます。なお、引き続き、飛行に伴う、爆音等感知した際には、定期報告とともに、広島県に対して、臨時報告の、対応していくとしております。次に、関係自治体、意見交換会についてでございます。米軍機による騒音対策、被害対策の措置取組を連携して行うため、廿日市市、北広島町、三次市及び安芸太田町と、オブザーバーである広島県を加えた5団体で、1月末に意見交換会をウェブで開催したところがございます。本町からは、先ほど申しましたとおり、今年度1月時点で既に、過去最大の騒音回数を記録しており、学校、地域行事において、騒音による多大な被害が生じていることを報告したところがございます。なお、各市町からも、平成30年3月に米軍基地へ空母艦載機の移駐が完了して以降、騒音被害は増加傾向にあり、基地周辺だけではなく、安芸太田町を含む訓練区域及びそこに至るまでの飛行ルートからも、甚大な被害をもたらしていくことを確認したところがございます。最後に、今後の取組でございますが、我が町の何か単体でいろいろ活動していくというよりは、やはりこういった関係機関と連携しながら、連携する中で、安芸太田町の住民の皆様様の生活を引き続き確保してくとい

う観点から、先ほど申し上げた5団体とも連携しながら、米軍機による、低空飛行訓練の中止でありますとか、騒音測定器増設などによって、騒音被害の実態把握及び必要な対策の実施、それから航空機の安全対策徹底、これを、引き続き、連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。私から以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。私はウクライナ情勢については、核兵器は絶対使用すべきではないということと、ウクライナからは、もちろんロシアは撤退すべきですが、ウクライナ周辺に、NATOは配備していますので、ウクライナを緩衝地帯にしてロシア軍とNATO軍が相対峙しているという、構図はありますので、NATOも、配備しているものを撤退すべきというふうに思っています。それから、騒音ですけど、広島西部と島根県、六、七か所に騒音測定装置、国が設置していますが、匹見町以外の6か所は、私、米軍基地から直線で線を引きますと、全て安芸太田町を通過するんですね。ですから、もう安芸太田町は、低空飛行訓練はそんなにないにしても通過地点であるということは、すごくよくわかります。それで、その通過によっては、ここの騒音測定器が有効である場合と、ここでは拾えないところもあるんですね、航空ルートによっては。ですから、測定器、今回、筒賀支所に1か所というふうに要望されていますが、できれば何か所か検討していきたい、いただきたいというふうに思っています。時間がありませんので、もっと質問したかったんですが、質問は以上にして、私は日本とアメリカの関係で、他国に類を見ない不平等な日米地位協定を改定、さらに破棄しなければならないと思います。議会では、地域協定の、地位協定の改定のね要望もしてまいりました。例えばイタリアで適用されている全ての米軍基地は、イタリア軍の司令官のもとに置かれ、米軍は重要な行動の全てを事前通告し、作戦行動や演習、物資、軍事物資や兵員の輸送、あらゆる事件事故の発生をイタリア側に通告する取決めや、米軍機の低空飛行訓練の禁止があります。それ、地域協定の改定あるいは破棄をしない限りは、それらは、実現しないと思います。自治体も、当町も、先ほど言われましたけどそういう騒音に関するだけではなくてね、あらゆることを想定して、他自治体と協力して、国、あるいは米軍に要望していきたい、いただきたいと思ひますし、さらに、交付金、米軍再編交付金は、受け取っていますけど、大竹は広島です。大竹市が入ってないっていうのはなぜかなと思います。そこもぜひ一緒になってね、同じ被害、住民が被害を受けていますので、取り組んでいただきたいと思ひます。以上です。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で大江議員の一般質問を終わります。5分間休憩といたします。換気をお願いいたします。

休憩 午後 2：30分

再開 午後 2：35分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。5番、末田健治議員。

○末田健治議員

5番、末田健治でございます。メガネを忘れましたので、原稿を近くに持って、発言をさせていただきます。橋本町政2年目の新年度予算の提案であります。今年度は一般会計総額で76億3100万円、対前

年度比マイナス 2 億 6100 万円とされ、財政健全化対策に苦慮された予算といえます。その中でも、コロナ感染による蔓延防止適用の中、人口減少対策を中心に、町政推進に奔走奮闘されており、敬意を申し上げます。コロナ感染者は、他市町に比べ、少なく、少ないのですが、今年に入り増加しており、蔓延防止解除になっても、警戒は必要であるというふうに思います。冬シーズンも後半になりましたが、スキー場の積雪量は豊富で順調のようですが、蔓延防止に加え、ガソリンの高騰は、遠方からの誘客において少なからず影響もあるようです。道の駅周辺での事業活動にも影響が若干出ているように思います。また積雪のほうは十分にあり、営業日数の確保で、影響が最小に収まるよう願うところであります。加えて、昨日あたりから、急速に家族連れのお客さんが来られているようでございますので、好材料かなというふうに思います。さて橋本町政の任期折り返しに入りました今年度でございますが、加計高校生徒寮の整備や、道の駅整備に向けての住民説明、加計スマート I C 整備に向け、調査、調査中など、定住対策に向け、環境整備強化の取組など、着実な町政運営を進行中であります。一方、中長期的には課題も幾つかあると思います。安芸太田町の、まちづくりの方針を示す長期総合計画を基本に踏まえ質問をいたします。

最初の質問は、広島市との連携交流について伺います。広島市とは、太田川でつながり、歴史的にも深い関係があります。物を運ぶための手段として、川舟による運搬が行われてまいりました。その歴史的な詳細は、確かな記録がなく、定かではないようでございますが、昭和 6 年頃まで行われていたとの加計町史には記述がございます。その後、電源開発による、発電所の建設や、昭和 10 年頃には、木炭自動車による運搬が始まり、船による運搬は終わりを告げたようであります。川舟で、運ばれていたのは、上流からは、加計、筒賀、戸河内で生産された米、木材、炭、薪などで、広島からの上りの船には、呉服、酒、醤油、油紙、食器、風呂釜などの日用雑貨、食品など、多種多様であったようであります。自動車による運搬や道路需要が格段に進歩した現在、当時のことを知る、生存されている人は少なく、歴史から学ぶ以外、忘れられていると思います。しかし、物流形態は変わっても、変わらないのは、水の流れであります。今でも広島市に、水の供給をしているのは太田川であります。人が生活する上で、最も大事なのが水であります。質問であります、その歴史との関係から、広島市との連携協議の窓口を設置し、行政課題解決について、取り組まれてはいかがですか。また、人事交流についても、取り組むべきではないかと考えます。今広島市議会の議長は、本町出身の佐々木議長さんでございます。仲介をお願いするなどして、行政課題解決や、今後の関係強化のために、取り組んでいただきたいと考えます。見解を伺います。

二つ目に、自治振興会の活性化対策についてであります。聞くところによりますと、地区協議会、自治振興会を、解散するという声が伝わってまいります。自治組織において、地域協議会や振興会は、毛細血管であります。その機能が損なわれると、健康体でなくなります。高齢化に伴い、自治会活動が自然と低下をするのは、やむを得ないところがあります。しかし、他自治体、市の規模の自治体では、各公民館活動に専任主事を置き、自治会活動などの事務的役割をして地域の活動を支援する体制がございます。本町規模では、財政面から、同様の体制はとれないと思いますが、自治会任せでは、限界があるということだと思います。そこで、地域支援員を複数雇用し、配置をし対応を強化されてはいかがでしょうか。また地域づくりにおいては、講師を招き、各自治会役員の複数の参加を呼びかけた研修会を開催する。ときには、役員の先進地視察に取組み、各自治会の意識を高めていただくという取組が、必要ではないでしょうか。見解を求めます。

3 点目。安芸太田町の自然資源を、活用したエネルギー政策について伺います。令和 4 年 1 月 23 日付け、日本農業新聞によると、鳥取県若桜町糸白見地区における、小水力発電に取り組むとの記事が掲載をされております。林業で栄え、300 人が暮らした集落は 100 人に減少し、若者の町外に出るなど、人口減

少に危機感を覚えた住民が、着目したのが小水力発電のようであります。事業モデルは、岐阜県郡上市石徹白地区で年間 2400 万円の売電収益を得て、街灯無料化などに取り組んでいる先進事例に学ばれたようであります。糸白見地区の取組は年間 1000 万円の売電収入。若い世代の将来の雇用地区の事業に融資、産業基盤につなげる、石油中心社会における人、モノ、金が、都会に吸い取られたエネルギー産業の、主役の座を田舎に戻したいという意気込みが伝わってまいります。質問でございます。本町には、その同地区と同様の条件があるように思います。小水力発電や、バイオマス発電について、導入のための、研究など、立ち上げてはいかがでしょうか、見解を求めます。

最後に 4 点目であります。伝統技能者育成の支援についてであります。本町は歴史的に木材を生かした木地師や削りものなどの木工技術、蓑の製作が行われてきました。戸河内削りものは御承知のように、吉和郷地区の横島さん親子により伝承されております。一方、那須地区で伝承された蓑製作技術は、戸河内町史にその歴史が、詳しく紹介をされています。しかし、今その技術の伝承が極めて厳しい状況にございます。技術保持者の方は高齢で、ひとり暮らしが出来ないので、子どもさんのところに身を寄せられ、寄せておられるという状況であります。蓑でなくても、今は化学繊維の良いものがあるから、必要ないと思われるかもしれませんが、繰り返し使っても、100 年はもつといわれる大変すぐれた雨具であります。防寒着であります。夏の日差しよけ着であります。しかも、那須地区で、伝承されてきた製作技術は、大変細やかであり、高い技術によりつくられております。その裏づけは、東京歌舞伎座から注文の依頼があったことから、証明されております。その後も、引き続いて問合せがあったようではありますが、今は製作していないと断ったんだと那須地区の方も言われました。質問でございます。昨年暮れから、新たな動きがありました。現住所は、広島市に住まいの方でございますが、出身は安芸太田町内でございます。1 週間のほとんど実家にて過ごされています。その方が伝承に名乗りを上げられました。伝承者の方とも面談をされております。蓑の材料に、独自に、ごめんなさい、わらを材料に、独自に見よう見まねでつくられた蓑を見て、伝承者の方は、驚かれました。本格的には、素材が採取可能となる、9 月からスタートとなります。伝承活動への支援、蓑ができ上がった際は、地域商社などを通じ、宣伝や販売に支援をいただくことが必要かと思えます。以上 4 点についての所見を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、末田議員より、長期総合計画に絡めた、まちづくりに関する御質問だと思います。幾つかいただきました。まず最初にですね、広島市との連携それから交流について、御質問あるいは御提案をいただいたと思えます。まさに御指摘の第二次長計の後期基本計画の中においても、広島の広域都市圏協議会などでですね、近隣自治体との連携を進めて、広域行政サービスの効率化、充実を進めていくということを掲げているところでございます。実際に広島市においては、200 万人広島都市圏構想を掲げ、世界に誇れるまち広島創生総合戦略、それから、具体的なですね連携事業を書いております広島広域都市圏発展ビジョンに基づいて、圏域全体が持続的に発展していくまちづくりを進めておられるということで、その圏域の中に本町も入ってるわけでございますが、具体的に、先ほど申し上げたビジョンの中でですね 110 の事業が挙げられていますけれども、そのうち本町 87 事業で連携を進めているところでございます。主な事業は例えば、観光振興ですとか、周遊観光情報発信事業をですね。それから、広島市立安佐市民病院の拠点性強化といった事業ですとか、あるいは圏域内の公共交通網の充実強化、そういった具体的な事業で連携をして取り組んでいるところでございます。また今申し上げた広域都市圏構想とは別に

すね、個別の連携として、消防事業ですとかあるいはごみし尿処理事業、そういった、具体的に町民の身近な生活インフラに関わる行政事務も、広島市に受託をいただいて、具体的に町民の皆さんの生活を支えていただいている、そういう取組もあるわけでございます。そういったもろもろの連携、具体的な連携を進めていく中で、議員も御存じのとおりだと思います。その中でも、そういったことも含めながら、さらに、連携の窓口の設定を行ったり、あるいは人事交流を行うことによって、より連携を図るべきではないかという御提案だと思いますが、今申しさせていただきました、具体的な連携の窓口の設定とか、人事交流、これぜひ具体化に向けて、これから検討を進めていきたいというふうに思っております。その上で広島市長とはですね、私も就任以降、何かと面談なりの機会を設けさせていただいているところでございます。その都度、様々な行政上の課題についても相談をさせていただいているところでございまして、直近では、水道統合の問題で、直接、広島市さんとの間で何か連携が出来ないかといったことについて協議をさせていただいておりますし、当時は、議員から御指摘があった、人事交流についても話題に上がったところでございます。加えて議員御指摘のとおりですね、現在の広島市議会議長は、当町出身の佐々木壽吉先生でございまして、こうしたパイプをしっかりと使わせていただきながら、改めて、上流と下流という関係を生かしたですね、生かして、かつ、本町の課題解決につながるような連携を進めていきたいというふうに思っております。

また自治振興会の件についても御指摘いただきました。議員のお話の中にもあったですね、あったこととでございますが、今回ですね年度内で、町内実は二つの自治振興会が解散をして、再編成をする動きがございます。この件については、地域ではかねてから協議がされていたというふうに聞いておりますけれども、必ずしも後ろ向きというよりはですね、これからの活動をより円滑に進めていくために、再編成が必要だということをその振興会の中で結論を出され、今申し上げたような方向に進めていきたいということをお願いしております、町としてもですね、残念な部分がございますが、新しい体制への準備について、必要に応じてこれは支援をしていきたいというふうに思っております。その上で、過疎高齢化が進む本町におきましてはですね、やはり自治組織の共助力が著しく低下をしている地域はやっぱり増えていると、私も認識をしているところでございます。とりわけ議会でも指摘ありました、コロナの関係で、なかなか人と会うことが出来ない、自治振興会の行事が進められないということで、さらに、そういった自治力と申しますか、活動の自粛が進んでいる状況だとも聞いております。改めて、自治振興会というのは、地域の支えるコミュニティーの基盤として大変重要な役割を持っておりますので、こういった自治振興会の活動が停滞するというのは、地域力の低下にもつながるという意味で、心配をしているところであります。どうやってこれを活性化していくかということでございますが、改めて町として引き続き、現状を知り、また、地域が具体的にですね、どんな支えを、行政に求めておられるのかということについて、引き続き把握をしていくという意味で、私も続けてまいりました、はしもトーク、これは引き続き進め、進めていきたいと思っておりますし、加えて、職員自身もですね、より積極的に地域に出向いていく、そういった取組が必要かと思っております。その上で、具体的な御提案として、研修会の開催や、役員の視察といった御提案もいただきました。こういったところについても、具体化に向けて検討していきたいと思っておりますし、一方で町の中で引き続き懸案でありました交付金制度、これの見直しも、改めて進めていかなければならないと思っております。ただそういった、行政が何が出来るかということをももちろん重要なんですが、私としてはですね、やはり、根本的にはこの人口減少を何とか歯止めをかけていかなければ、いくら、これ繰り返しになります、行政がいろんな支援をしたとしても、その主役である地域力の担い手である住民がやっぱり減っていくとなかなか支えるというのは難しいと思っております、改めて、この移住定

住については、力を入れていかなければならないと思っております。また集落支援員についても、御指摘をいただきました。来年度改めて確保して配置をしたいと考えておりますが、現状、なり手がなかなかいないということも、実は苦勞してるところでございまして、この点についてはですね、改めて議員の皆様にもお力添えをいただいて、この集落支援員のなり手、ふさわしい人物ですね、御推薦をいただくなど御協力をいただければというふうに思っております。

続きまして自然エネルギーの件についても御指摘をいただきました。特に木質バイオマスについては、今も御説明をしてきたとおり、町のほうにもいろんなお話がありましたが、現在、具体的な話にまでなっていないので、来年度は、一步踏み込みましてですね、木質バイオマス発電なりの事業化について、町としても可能性調査をさせていただきたいと。具体的には、どれぐらい木材供給力がこの地域にあるのか、あるいはそれを踏まえて、どこに例えば設置をするとですね、経済的に一番、やりやすいような取組になるのか、さらには、発電の形態ですね、いろんなシステムが、今、国内でも提案されていますが改めて、どのシステムが一番効果的なのかあるいは町にふさわしいシステムなのかといったこと、本来は、事業者さんがやはり、自らのリスクで事業されるのが普通ですから、事業者さんがまずはそういったことをしっかり考えていただいて、事業的に可能だということについて、事業化が進むものだと思いますが、それを待っているのは、なかなか進まない状況もありますので、町としても、こういう提案なら、ある意味、民間事業者さんの中でもできるんじゃないでしょうかね、あるいは、町として、ここの部分は、何らか行政として応援をさせていただくので、それがあれば事業者さんのほうでも、事業化について、より、実現化に向けて近づくんじゃないですかねと、そういったお話をさせていただくための調査を、させていただきたいというふうに思っているところであります。なおあの、小水力発電についても、御指摘をいただきました。これも町内でいろんな検討があったと聞いておりますが、いわゆる中国電力さんの水力発電施設以降ですね、なかなか具体化に至っていない状況でございまして。ただ最近では、議員の御指摘にもありましたけれども、かなり技術革新が進んで、少ない流量の中でもですね、経済的に成り立つような発電システムを中には出来て、出来つつあるといったお話も聞いておりますので、そういったことについては、今後、町としてもしっかりと勉強を進めていきたいというふうに思っております。

最後四つ目でございます。伝統芸能の件についても御指摘をいただきました。町内でも様々な、伝統芸能あるいは、伝統技能ですね、特産品である戸河内割りのものですとか挽きもの、さらに御指摘あった蓑、そういったものがあるというのは、私も聞いてるところでございまして。ある意味地域の宝だというふうに思っておりますが、一方で、市場経済の中であるいは生活様式が変化する中でですね、いわゆる仕事としてはなかなか成り立ちにくくなってきて、だんだん、そういった伝統、特に技能をですね、継承する方が少なくなってきているというのがやはり現状ではないかと思っております。そういった意味では、末田議員御指摘のようにですね、失われつつある、伝統的な技術技法を継承したいと、言っただけの方がおられるというのは大変ありがたいこととございまして、改めて蓑のような伝統工芸品というのはですね、観光振興、これから本町として力を入れていきたいと思っております、観光振興の観点からも、実は、有力なコンテンツになりうるのではないかなあというふうに思っているところでございまして、特に蓑といったものは、国内では難しいのかもしれませんが、海外では、まさに日本の古きよきものということで、関心が得られるのではないかなと思っております。宣伝販売についてはもちろんですね、ただ蓑づくりの体験といったものが、また町内でコンテンツとしてできれば、観光の目玉の一つになりうるのではないかなというふうに思いますし、また、ちょうどあの道の駅の議論をさせていただきましたが、その道の駅の、含むべき機能の中に、実演販売コーナーを設けてですね、販売してみればどうかという御指摘もありました。ま

さにそういったところで、養づくりについて、実演販売をするということも、これから面白いアイデアの一つじゃないかなあと考えております。そういう観点からもですね、ぜひ、今後、地域商社あきおおたのほうで販売なり宣伝なりについては、協力をさせていただきたい、相談をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。私からは以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。私のほうからは、伝統芸能、伝統技能後継者育成に関して、特に伝統技能後継者育成の御質問に対して、産業観光課から答弁をさせていただきます。昨年度の取組状況を御報告させていただきますけど、本町のふるさと納税の御礼品で、御礼品の品物を増やすため、いろいろあたっておりました。本町にはまだですね、例えば、戸河内の削りものであるお玉であるとか、あと挽きものすし鉢を作成できる方が数名いらっしゃったということがわかり、限定商品といたしましてふるさと納税で、販売のお願いを引き受けていただいた経過があります。その方は、最初はですね、乗り気ではございませんでしたが、私たちも数回お願いして、理解をいただいたというようなことです。以前は、認定制度もあったというふうに聞いております。再度このような制度を創設することによって少しは、そのものの価値があがるのではないかなというふうに思ってます。広島県の指定伝統工芸品として定められております。すし鉢でありますとか、浮上お玉というのがございますが、町でありますとか、商工会のほうで以前、指定ということになっております広島さんばい工芸品として、例えば、神楽人形でありますとか、杉板のはがき、すりこぎ、田楽太鼓もつくっておりました。また、深入焼コーヒーカップをつくってですね、ある程度、価値を高めて一つの工芸品ということで宣伝をしてというふうなことで、このような町の特産品も、現在なくなっているものもありますが、漆器、漆塗りの漆器など、継承されている事例もあって、その情報を集約することも必要ではないかなというふうに思ってます。最終的には、販路拡大を目標にしなければいけませんし、また継承、受けたいと思う人への情報発信も必要と考えております。太田川森林組合では工芸センターがありいろいろな工芸品を製作されております。このセンターを持っている機能を生かしながら、本町にしかない工芸品の作成がもっとできれば、有効的であるというふうに思っているところでございます。以上で終わります。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい、広島市との連携交流、これについては、広域都市圏構想の中で連携をされているということでございますが、質問にも申し上げましたように、広島市へは、水を供給、供給しとるといっても、上流の、安芸太田町、廿日市もそうでございますが、その地域における、今朝も同僚議員の質問にありましたように、森林の整備、それによって初めて、健全な水が供給をされていくわけでありまして。水はほっといても、上流から下流に流れるんだという考え方というかその見方はありますけども、実はその内容を深く探っていくと、そういう営みがあってこそ、健全な水の供給につながっているわけでございますので、その取組をですね、安芸太田町が、よりアピールをすることによって、広島に住んでおられる市民の方も、やはり上流域の取組というのは大事なんだなということをですね、認識をしてもらいたいというふうに思います。そのことをですね、特に強く申し上げておきます。よく話題にされるのは、広島湾のカキでありますね。広島湾のカキは、上流で良質な状態の水が供給されてこそ初めて、おいしいカキが出来て、そし

て全国に誇れる生産が出来ておるわけでございますが、そういったことを、ぜひ、アピールをしていただきたいというふうに思います。

2点目の自治振興会の活動については、はしもトークの充実、職員の地域への出向き、それから、移住定住対策の強化によって、地域の振興が、の取組が損なわれることないように取り組んでいくということでございますが、コロナ禍によってかなり、その自治会の活動も、この際、これもやめよう、あれもやめようというふうなことに、なりかねない状況でございます。一旦、中止、あるいはしたものは、なかなかそれをです、元に戻すということが、厳しくなっています。自治会の活動が活発にされることが、地域の活性化に一番つながっていくわけでございますので、その活動が滞ることないように、行政においては最大限の配慮をしながら、町政の推進に当たっていただきたい。いうふうに思います。

小水力発電等の地域資源を生かした取組についてでございますが、これは事業化するには、いろいろな調査も当然必要でございますので、引き続いての取組をです、強化をして、方向性を探っていただければというふうに思っております。

4点目の、蓑の製作については、質問の中で言いましたように、100年、もつんですね。100年もつというのは、驚くべきことであります。今でも川森に、温井のほうから寄贈された蓑が、展示をされておりますが、展示をされてからでも、もう数十年ですよ。いうことはやっぱり、100年もつということはですね、そのことから実証されておるわけでございます。伝統技術というのは一旦、失われてしまいますと、それを復活するということがほとんど困難になります。しかも、簡単に復活をするということはですね、技術の細やかさからいけば、もうこれ不可能に近い状態になりますので、今、残っておる伝承をされている方の技術を、どうしても私は、次の世代へつないでいきたいというふうに思いますので、それが結局、安芸太田町の、昔から培われてきた技術力の高さ、そういうものが、安芸太田町にはたくさん残っておるということをです、この際アピールをしていただきたいし、その意味において、ぜひ、伝承に取り組んでいただきたいというふうに思います。役割的には、教育委員会、地域商社の取組にぜひ期待をしたいと、いうふうに思います。

そこで質問。次に2点目の、広島県の中山間地域対策予算についての関連の質問をさせていただきます。広島県の湯崎知事は、令和4年度の予算について、2月に公表されております。その中で注目しましたのは、中山間地域に位置する本町に關係する中山間地域対策の予算であります。その骨子は、デジタル活用の市町支援策。医療、福祉や防災という生活課題について、デジタル技術で解決を図る市町に、県が寄り添って支える伴走支援をする適切な技術選択や導入をサポートする。その導入費の半額の補助制度。働き口確保のため、廃校舎や古民家をサテライトオフィスに改修した場合、お試し勤務施設の整備を進める。また、全県で持続可能な公共交通を実現しようと、地域公共交通ビジョンづくりに、乗り出す。各市町の交通計画の上位に位置づけ、目指す将来像を整理すると、紹介をされております。安芸太田町においては、地域公共交通の見直しがいわれ、執行部においても、研究に余念がないと思われま。最近では事業者の広電バスにおいても、採算のとれない郊外路線の見直し運行がいわれており、その対策は喫緊の課題であり、早急な対応が必要と思われま。県の令和4年度中山間地域対策予算に関連して、本町としても、連携すべき課題が多いと思われま。その見解を求めま。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、県の中山間地域対策予算について、御質問いただきました。議員御指摘のですね、

令和4年度の広島県の中山間地域対策予算でございますが、総額が約107.2億円、ということで、昨年度比7.3億円の増というふうに聞いております。もちろん、議員御指摘のとおりですね、町としてもですね、そういった施策で連携をして実施していきたいというふうに考えておまして、令和4年度におきましては具体的に、移住定住促進の分野なんですけれども、新規施策として、東京や広島市内の移住希望者、潜在的移住希望者掘り起こしをしていくという話をしましたが、まさにこの事業が、広島スタイル定住促進事業及び空き家活用検討事業、という県のほうのですね、事業を使わせていただくということでございまして、東京のひろしま暮らしサポートセンターと連携をし、町のPRや、移住相談会の開催等を通して、関係人口の拡大を図ろうと考えている事業でございます。これ町負担、1100万円の事業を予定しております。また議員御指摘のですね、持続可能な生活交通体系の構築分野においてでございますが、これのビジョン作成ではなくてですね、広島型MaaSの推進事業を今県と、連携をして進めているところでございまして、本町で運行してる定額タクシーを核として、町内バス等のほかの交通モードの組合せについて、経済性、利便性の観点から有効な組合せの方法を導き出すと、いうことを今年度やっております。来年度は、さらに、デジタル技術の導入の在り方を調査、さらには実証を行うということで、1000万円、これは県の全額補助になりますが、この事業も来年度、県、計画をしているところでございます。余談といいますかあれですが、議員御指摘の伴走型のデジタル活用支援についてはですね、実は町は既に、私、レベルを既に超えているというふうに思っております。今はどちらかと伴走が必要なのではなくて、例えば、町のデジタル、デジタル推進計画ですね。本町のこれ、今年度まとめておりますが、まだまだ県内ではデジタル化の推進計画をつくれてないところも結構ありまして、その推進計画をつくるためにこういった、伴走型の事業必要とするところがあるわけでございますが、本町は既にその計画を整え、具体化に向けて、あるいはその実証に向けて、実装を始めているという状況でございます。またお試しの勤務施設なども町の県の施策の中にはございました。我々としてはもうそのお試しというのはある意味超えて、具体的に移っていただける企業さんを探す段階に来ているのではないかなと。そういった意味では県とも連携をしていかなければならないと思いますが、いずれにしても、しっかりと、御指摘いただいたような中山間地域対策予算は、勉強させていただきながら、使えるものはしっかりと使わせていただく。ただそれはあくまでも町の主導で、やはり必要なものを使わせていただくということが重要だと思っております。そういう観点から、引き続き情報収集をさせていただきながら、改めて、使える予算はしっかりと使わせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

町長のほうから、県の県と連携した取組についての方向性が示されております。御承知のように津浪地域においては小学校、津浪小を活用した、フォレマ (Forema) さんというジビエ肉の販売会社が入っておりますが、先日の農業新聞で拝見しますと、いわゆる顧客がかなり、抱えておられる。将来的には現在6人が60名まで増やしたいという、これは希望する記事だったと思うんですが、要するに、市場としてはそのぐらい、拡大をしている状況があるからこそ、できる、言えるコメントではなかったんかなと思っておりますけれども、津浪小学校に限らず、廃校舎もございまして、十分県と連携した活用について、取り組んでいただきたいというふうに思います。県との連携というのは、申し上げるまでもなく、大事なことでございまして、今後、今安芸太田町の抱える課題について、十分、連携協議をしながら、進めていただきたい。いうことを申し上げまして私の質問は終わります。

○中本正廣議長

以上で末田議員の一般質問を終わります。5分間休憩といたします。25分から行います。

休憩 午後 3：20分

再開 午後 3：25分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。8番、田島清議員。

○田島清議員

8番、田島です。通告に基づきまして一般質問を行ってまいります。まず第1に最初にですね、橋本町政における、実質2回目の予算編成ということで、約2年前の町長選挙で町民の皆さんに約束された政策、マニフェストの実現及び合併以降積み残し懸案事項の解決を目指す取組の前進に向け、厳しい財政運営のもと、選択と集中の予算案を作成されたものと推察いたします。私は、今回、新年度の予算と懸案事項への対応について、そして、地域商社発足以降の評価と今後の取組について、質問をいたします。つきましては多少、質問項目が広範多岐にわたっており、可能な限り要約するつもりでおりますので、内容のある答弁をお願いいたします。最初に、新年度予算において、以下の懸案事項、9項目ございますが、対応状況及び解決に向けた今後の取組について質問をいたします。

まず最初に広島県道路整備計画に登載の、事業進捗状況と、町の対応について、県は令和3年度から、令和7年度まで、向こう5年間の道路整備計画を策定され、計画的に実施されていると聞きます。安芸太田町が要望している事業の進捗状況及び優先順位もあろうかと考えますが、今後の対応についてお伺いします。

2番目、安野出張所の移転、移設に伴う体制整備と、住民への周知について。JA広島の機構再編に伴い、昨年3月末で安野支店が廃止になりましたが、町では、安野支店内の役場、出張所の移転について、地元関係者との協議を踏まえ、新年度から安野郵便局の一角で、業務を継続するとのことでした。当地区は、地域衰退が進んでおり、住民票や税金の収受ということだけでなく、集落支援員の配置はもとより、地域おこし協力隊員などの充実した体制で、住民の期待に応える必要があると考えます。どのような体制整備を考えておられますか。また住民への周知徹底はどのようになされますか。

3番目、新安佐市民病院への通院手段の確保について、町長は今年5月オープンの新安佐市民病院への安野地区からの通院手段確保へ、鋭意、取組を取り組むことを明言されてきましたが、オープンまで残り3ヶ月足らずとなり、地域住民は重大な関心を持ちつつ、実現を待ち望んでおられます。長年の懸案事項である、この問題についてどう実現されるのかをお尋ねします。

4番目です。グリーンスパつつがの入湯助成について、筒賀温泉ひまわりの施設が老朽化し、利用者の安全確保が困難という判断のもと、ひまわり温泉は、長期にわたり休業となっていました。復旧には多額の経費が必要となることから、復旧対応を断念し、利用者の利便確保へ、代替措置として、グリーンスパつつがの温泉利用を可能とする対応を昨年11月5日から実施されています。ひまわり温泉の利用者は、地元住民を中心に多くあり、自宅の風呂代わりに毎日、利用されている方もあると聞いています。補助制度実施から、実績はどのように推移し、推移していますか。また、導入した助成制度は、ひまわり温泉が施設の老朽化で、利用出来ないという特別の事情に対応したもので、利用者は、引き続き助成制度が継続

されるものと期待しておられます。どう対応されますか。

5 番目、黒い雨対応に向けた体制整備と具体的展開について。国が定めた黒い雨地域指定は間違いであると広島地裁及び広島高裁の判決を受けて、国は昨年末、新たな指針を、黒い雨にあった可能性が否定し切れない人で、高血圧など、11 疾病にかかっている人を手帳交付の対象者とするためと決めました。これに対し、県と市は、納得出来ないが反対はしないとの意思表示をされ、最終的に新たな指針の下、新年度からスタートすることになりました。75 名の原告ですが、かなりの方が、安芸太田町の住民であることが判明しています。爆心地の風下に位置する安芸太田町ですが、原告は殿賀、杉の泊、川登、津浪、附地、東区、坪野、澄合、船場、早木に、北広島町豊平、吉木など、かなり広範囲な地域で黒い雨が降ったことが訴訟で明らかになっています。したがって、安芸太田町での関係者は、相当に相当数に及ぶと見込まれます。新年度から本格的な申請事務が始まりますが、専門的知識も必要でしょうし、県や市の協力も視野に体制整備をしていくと答弁されていますが、推進体制をどのように考えておられますか。

6 番目、島根原発再稼働への町の対応について。世界から見ても日本は原発立国といわれています。現在国内原発は 38 基あるとされ、原発は安全とされてきましたが、東北大震災で、福島原発の核爆発事故が発生し、原発の安全神話はもろくも崩壊しました。以降、国内の原発の多くが、安全対策が不備とのことで、運転休止状態にありました。ここ数年、再稼働の動きが顕著になっています。島根原発も、中国電力が再稼働の方針に基づき、関係市町に協力要請をしている最中にあります。そこで下記のことについてお尋ねします。福島原発事故以来、安全確保対策が、設置者に強く求められ、自治体は住民の避難体制確立が義務づけられています。以前、原発立地自治体から、住民の避難場所確保へ協力してほしい旨の要請を受けた安芸太田町が、町内の施設提供に協力するとされた経緯があると思いますが、この間どのような要請や対応されたか、お尋ねします。万が一、島根原発の爆発事故が発生した場合、放射能汚染の可能性のある安芸太田町の町長として町民の安全安心確保をどのように考えていますか。ここまで、取りあえず、答弁をお願いします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。それでは、一つ目の質問です。広島県道路整備計画掲載事業の進捗状況と、町の対応について説明をさせていただきます。質問にもありましたように広島県において令和 3 年 3 月に策定されました大きな項目でございますけど、社会資本未来プラン、こちらのほうが、令和 3 年から令和 7 年の 5 か年計画、実施されております。これらの各部門、6 部門ございます。一つ目が、広島県道路整備計画、二つ目、ひろしま川づくり実施計画、三つ目、ひろしま砂防アクションプラン、急傾斜事業を含みます。今、これからの三つはですね当町には関係のない事業でございますが、広島海岸防災プラン、広島県港空港振興プラン、県営住宅再編 5 か年計画、の、全てで 6 部門になります。こちらは、今年度が初年度となりました。昨年の 6 月広報、安芸太田広報のほうへ、住民の方にも周知をさせていただいてるところです。今年度の進捗状況につきましては、まず道路事業です。改築、防災事業、合わせて 11 件ございます。このうち、8 件が着手済みとなっております。着手率は約 7 割、この中で、着手している事業ですが、改良事業では、国道 191 号の松原地区、こちらは設計のほうを現在しております。続きまして県道恐羅漢公園線、こちら工事を着手しております。県道弁財天加計線、こちら工事でございます。残り 5 件は、法面の道路防災事業であります。こちら各箇所、順次施工していただいているところです。河川事業で行った中では、5 件。

○中本正廣議長

課長、道路計画の部分についてですよ。答弁は。河川は、入ってない。

○武田雄二建設課長

はい、わかりました。はい。以上がですね道路計画となります。こちら、本年度は5か年計画の2年目となることから、町といたしましても、事業着手及び事業完了に向け、町長、町議会の皆様と、ともに、広島県、地元選出の国会議員のほうへ要望活動を行いたいと考えております。引き続き、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。建設課は以上です。

○中本正廣議長

金升加計支所長。

○金升龍也加計支所長

失礼します。安野出張所の移転に伴う体制整備と住民への周知でございます。4月1日から稼働に向けて今準備を進めているところでございます。職員体制につきましては、会計年度任用職員を配置し、業務を遂行してまいります。住民への周知につきましては、防災無線での放送、ホームページへの記載、修道、安野、坪野地区へは、行政連絡文書で全戸配布を予定をしております。これまでと変わらぬ行政サービスの提供に努めてまいります。以上です。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

新安佐市民病院への通院手段確保についてでございますが、新安佐市民病院への交通手段、公共交通での御利用で申し上げますと、広島電鉄バスで、JR可部駅まで移動し、JRに乗換えて、安芸亀山駅で下車する方法もしくは新病院もコースに入る、新設される可部循環バスに、下大毛寺バス停、または可部上市バス停などから乗換えて利用する方法がございます。また、飯室からですと、宇津可部線、それから、飯室芸北線が、新病院に接続される予定ですので、飯室で乗換えて、御利用が可能となります。他方、来年度からは、あなたくについて、限られた便数になると思っておりますが、飯室への路線延伸を計画をしておるところでございます。当面は、飯室までの運転を想定しております。将来的には、町民の御利用のニーズも把握しながら、新安佐市民病院への乗り入れも検討しているところでございますが、先ほど申し上げました、複数の路線バスが、新病院に乗り入れること、それから現状では、病院の受入れ体制のこともございますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。こういった乗換えにつきまして、しっかりと住民の皆さんに周知をさせていただいて、御不便ができるだけないような形で、通院をしていきたいと、御案内のほう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、筒賀温泉グリーンスパつつがの入浴助成の関係について、答弁のほうさせていただきます。安芸太田町グリーンスパつつがのアルカリ温泉展望浴場利用に伴う入浴助成につきましては、筒賀高齢者生活福祉センターひまわりの2階健康浴場にかかります長期休業に伴いまして、グリーンスパつつがのアルカリ温泉展望浴場を代替利用場所として指定し、ひまわり健康浴場の入浴料金相当の金額で御利用いただけるよう、昨年11月15日から、割引券を交付を行っているところでございます。現在の利用状況等につきましては、行政報告のほうでも申し上げましたように、交付をさせていただいた方については、155人、そのうち、1枚でも御利用なさった方は、1月末現在で104人、交付しました枚数のトータルが、

2月末現在で8184枚ということで、報告いたしまして、実際に、1月末現在で、御利用になった枚数が、1686枚という結果でございます。なお、令和4年度におきます割引券交付につきましては、このたびの議会におきまして、健康浴場ひまわりの廃止にかかります条例改正を上程させていただいていることとございまして、本年3月末をもってですね、当該入浴助成については終了する予定といたしております。

続きまして、5番目の黒い雨に関します体制整備について、答弁のほうさせていただきます。先月、2月22日に、県内、全市町を対象としました、広島県被爆者支援課が主催します黒い雨に関するリーフレットの説明会がございました。この説明会において、改めて、一定の要件、広島の黒い雨にあったこと、そして、障害を伴う一定の疾病にかかっていることを満たすと認められる方は、被爆者健康手帳を受け取ることができるとの説明を受け、本年4月1日から、その運用を開始予定であるということが改めて説明の中でお知らせいたしました。こちらのリーフレットにつきましては、2月22日または23日において、町のホームページのほうでも一斉に公開をしておるところでございます。今後の対応、また体制等についてでございますけれども、今後、県のほうで、申請されたその書類を、それぞれ審査されて、手帳交付へと進んでいくという、そういう流れになりますので、現時点においては、事務処理業務に対応すべき人員の増、これは県からの応援派遣等も含めてではございますが、現在においてはその対応について検討はいたしていないという状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

はい。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、島根原子力発電所の再稼働について御質問をちょうだいいたしました。まずですね、この原子力発電に関しまして、これはもちろん、事業者が、安全管理というものをやるべきことだと思いますし、またこれを、調査、そして対応に関しての初動に関しましては、これは国の、固有の事務であるというふうには考えております。また、広域的な受皿としましては、都道府県がこれを担うというふうには考えているものでございます。御質問にいただきましたとおりですね、この、原子力発電、発生時における、避難の必要が生じた際の対応ということで、これを想定しまして、島根県と広島県との間で、避難に係る協定というものが締結をされているところでございます。この協定に伴い、島根県から広島県を通じて避難想定先の自治体に対して、原子力災害発生時における避難所運営マニュアルの策定を要請されているところでございます。本町におきましても同様でございます、これは県の指導と助言ということを受けまして現在このマニュアルの策定に取り組むべく、対応をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

はい、6番目まで御回答いただきました。まず、道路整備計画についてですが新年度予算に向けての懸案事項ということで質問させていただいておりますので、行政報告なりとも、数字等も上がっている部分もございまして、改めてですね、予算審議のほうで質問をさせていただきたいというふうには思っております。この項目の中でですね、一つは安佐市民病院への通院手段の確保についてですが、あなた等が便は少ないですが、飯室までということで、今のところ検討されているというふうにお伺いしました。最初の質問にも挙げてますけれども、非常にですね、この関心が高い部分でありますので、より利便性のあるものをですね、今後計画を立てていただき、いただくように検討していただきたいと思っております。それから黒い雨、黒い雨につきましては、取りあえずは県等の派遣とか応援とかいうことも、体制については、今

のところ考えておられないというふうな答弁でありましたが、一番心配しておるのはですね、数が多いということですので、大丈夫なのかなというところが非常に懸念されるところであります。これもまた予算審議の中でも取上げていきたいと思えます。6番目に質問しました島根原発の再稼働の件についてですが、今先ほどの同僚議員の質問の中にもありました、今、ロシアの侵攻の原発施設への攻撃等の話もありましたけども、原発があることによって、それが攻撃目標になる可能性っていうのは十分考えられる危険性があるのかなということが、非常にニュースを見ながら、怖い思いをしております。で、5番目に質問しております黒い雨。今までは、訴訟された方はずっと闘ってこられて、黒い雨で勝ち取られて、認められたわけですけども、今、申請を新たにされている方っていうのは、76年間、封印をされていた。結局放射能被害についての、経過をですね、思いだしそれを表明することっていうのは、非常に本人が不利を本人または家族、将来に対して、不利になるんじゃないかということでの思いがあって封印されていた部分も多々あるんじゃないかというふうに思えます。そういった思いをですねまた、原発があることによって、また、何十年もですね、そういった思いを、事故があった場合には、される。実際に福島事故では、そういった方が被曝された方が、いらっしやるということでございます。そこらへんのところですね、今後、町の政策についても施策についても、考えていく必要があるのかなということをおし添えておきます。

それでは次の7番目からの質問をしていきます。コロナ予防の接種の前倒しについて、新型コロナウイルスのまん延防止重点措置の指定を受けていた件は、再延長期間の6日をもって、解除を国に申請すると聞いています。関係各位の懸命の取組の一定成果と見られるものの、安芸太田町において、98名の患者が発生し、中でも若年層、10歳未満世代から患者発生が続き、認定こども園では休園せざるを得ない事態が発生するなど、依然として、油断出来ない状況にあります。町長をはじめ、関係各位の取組に敬意と感謝の念を抱きながら、以下の質問に入ります。ヨーロッパにおいては4回目のワクチン接種の準備中との報道があります。日本のワクチン接種状況は、世界の先進国の中でも低位にあるとされています。また、先日の中国新聞では、2月末現在で、23市町の3回目の接種状況が掲載されました。これを見ますと、65歳以上の接種率が39.5%で、全体で25.9%です。コロナの有効対策が、予防接種にあるとして、国において、前倒し接種に努力されているところですが、こうした状況下、安芸太田町における接種の前倒しについてどのように考えておられますか。5歳から10歳代の対象者への接種については、データ量も少なく、また副作用への懸念から、任意対応と言いつつも、保護者は、不安を抱き、ちゅうちょされる人も少なくありませんが、懸念払拭に向けてどのように対応されますか。

8番目、道の駅、稼働目標年次と、農産物などの付加価値物の供給体制について、安芸太田町の地域振興や産業振興、また、観光交流拠点の基地としての道の駅整備に向けて、現在活発な議論が展開されていることは承知しているところです。小坂前町政時代から、懸案の、懸案事項の一つでもありましたが、以来、年数も相当を費やしているのも現実です。事業着手から完了見通しをどのように考えておられるのかを尋ねます。道の駅一帯にある産直市は、冬季休業していますが、道の駅完成後は、そういうことでは来客者のニーズにこたえることは出来ません。農産物や付加価値をつけた製品の開発を含む供給体制の確立が急がれます。現状を踏まえどのように課題克服をされようとしているのかお尋ねします。

9番目です。最後に元殿賀小学校の跡利用について、その内容と目標年次について、質問します。学校統合に伴い、閉校した元殿賀小学校の跡利用計画については、これまで同僚議員を含め、幾度となく質問し、町長は地元の意向も踏まえながら、町として可能な限り早期に実現を目指したい。との答弁をされています。既に統合から6年が経過しています。地元としては高齢者福祉関連施設整備要望に、要望を町に

提出していましたが、必ずしも要望に固執するものではないとの柔軟姿勢にあります。いまだに具体的提案がなされないのはなぜでしょうか。いつ頃になったら具体的提案がされるのか、そして、事業着手目標設定をどのようにして、考えているかを、重ねて質問いたします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは、コロナワクチンの3回目の予防接種の前倒しについて、回答のほうをさせていただきます。行政報告のほうでも、報告をさせていただきましたように、全国的なコロナウイルス感染者数の増加に伴いまして、国からのワクチン追加接種をとにかく早くするよという要請があり、本町におきましても、2回目接種から、本当、原則、8か月という当初のお話から6か月に前倒しするよという、6か経過した人から、順次、接種ができるよに、本町においても体制を進めております。65歳以上の方の追加接種の予約については、当初、混乱を回避するために、事前に接種日を設定して、接種券と一体型の予診票をあわせてお送りして、どうしても御都合の悪い方については、日にちを、町専用のコールセンターで変えていただくよ、またキャンセル等、の連絡をしていただくよ、対応をとっておるところでございます。予定どおり、65歳以上の方につきましては、2月2日から、3回目の追加接種を開始し、現在の予定におきましては、4月中にはですね、希望される方に接種が完了できるように、準備というか今、体制を組んでおるところでございます。こちらに至りましたのも、当初の予定よりも、やはり、安芸太田病院のほうでですね、接種日のほうを、日にちも、増やしていただいた、そういったことが、やはり大きく、影響があると、そういうふうな御協力のおかげで、少しでも前倒しができるよになったというふうにご考えておるところでございます。なお、64歳以下の方につきましても、6か経過した時点で、前倒しの接種ができるよに、2月の18日から順次案内をお送りし、予約がとれるよに準備をしております。また、5歳から11歳の児童に対しますワクチン接種については、2月の15日付けで案内を送付いたしまして、実際には3月8日、明日ですね、明日、そして、3月29日、それぞれワクチンの、関係で、数が50名、限定はしておりますけれども、接種をするよに、体制を整えているところでございます。なお、特に、5歳から11歳、低年齢の方へのワクチン接種というのは大変御不安があるということも伺っておりますので、こちらについては、接種券をお送りするときに、町で作成した資料または、国からの資料をもとにして、ワクチンではこういうものですよ、こういうふうな効果また副反応等々もありますので、十分、御相談の上、希望される方は、接種をしてくださいといった趣旨の説明書の中に加えて、それぞれ該当者の方に、御案内のほうをいたしておるところでございます。18歳以下の方に対します3回目の追加接種については、現時点で、国からの通知等がございませんので、こちらについても、しっかりと動向見極めながら、体制のほうは構築していきたいというふうに思っております。なお新年度予算につきましても、新型コロナワクチンの接種を希望する全ての住民が円滑に接種できるよう、来年度予算のほうも、計上させていただいてるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、私のほうから道の駅稼働目標年次と農産物等の供給体制の御質問をいただきました。まず、道の駅再整備基本計画策定委員会では、昨年度から、計4回開催をし、整備方針を、みんなで応援したくなる成長し続ける道の駅、町の観光産業のエンジンとなる道の駅とし、導入機能に基づいた施設配置案につい

て説明をいたしました。策定委員会では、経営の観点から実効性の構想検討が必要であると指摘もいただいております。町としても、行政コストの低減の観点から、民間活力の導入について検討を深めたいということで、来年度は、道の駅の収支黒字化に向けた民間企業からの提言をお聞きしながら、道の駅の開発運営そのものを、官民連携で実現出来ないかといった可能性検討を計画しております。委員会で示したスケジュール案では、通常の従来方式であれば、令和8年度稼働となりますが、PPP、PFI方式では、事業者選定でありますとか、設計施工一括方式を採用するとなれば、令和9年度稼働で計画をしておるところでございます。いずれにいたしましても、駐車場、建屋のスペースなど、根拠に基づいた計画と、官民連携手法の可能性を検討しながら実施していきたいと考えておるところでございます。続いて農産物等の供給体制に関する御質問をいただいております。今回、道の駅の整備と同様に、観光産業の振興戦略を計画しております。これは、観光産業の課題を整理し実行しないと道の駅の再生は難しいと判断しておるところでございます。道の駅再整備では、産直市の再整備が必須であり、道の駅の再整備と並行して進めるべきと意見をいただいたところでございます。太田川産直市では、出荷される農家などの方に対して、指導体制が構築されておらず、地域商社の職員が委託を受けて商品の管理を行っています。産直市を盛り上げるためには、売れるものを売れるところに手分けをして作っていただける生産体制が必要であり、その一歩として、来年度予算では、営農指導員を確保するとともに、町全体の農業振興計画を策定したいと考えております。さらに、地域商社においては、加工食品の開発として取り組んでおられて、祇園坊柿のドレッシングでありますとか、ソースなどが好評ではございましたが、来年度も開発を行って、生産物の付加価値を高めていきたいと考えております。今後は、農産物を確保するためには、集荷システム体制を強化する必要があります。会員である農家と産直市の連携が深まり、新たな発想により、多くの野菜が集まるように体制を整備したいと考えております。産直市の運営組織も町が関与していませんでしたので、組織を明確化し、安定運営を目指していきたいと考えております。現在、頑張っておられる町内生産者と加工業者をつなげ、新たな加工品が販売できれば、道の駅の活性化につながると考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、元殿賀小学校の、廃校施設跡利用の計画について、私のほうから御答弁を申し上げます。本件につきましては、昨年11月9日に地元との協議を再開しまして、この協議の場におきまして、以前いただいた地元要望には固執せずに、改めて多様な活用方を検討していくことを、地元の皆さんと再確認をさせていただいたところでございます。今後におきましてでございますが、具体的に活用方策の検討をどのように進めていくのか、こういったところを地元と詰めきれておりません。例えば行政の側から、活用方策を提案させていただくのか、あるいは地元から再度要望があるかなど、地元の話し合いを進めていく必要がございます。こういったことにつきまして次回の協議日程について、現在調整を行っているところでございます。長い間、空白期間が空いたことにつきましては反省すべきところがございますので、地元の意向を十分に確認しながら、できるだけ早く具体的な計画を議論できるよう、来年度早々にも協議を始めたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、答弁いただきました。7番目のコロナ予防接種の前倒しについてでございます。今懸念しておりますのが5歳から11歳未満の子どもの接種について非常に不安を抱いておられる方が、おるところだと思います。マスクも、県内の市議さんで、いろいろマスクの問題で、話題になっておりますけどもマスクの問題と、予防接種の問題、ワクチン接種の問題について、出来ない、接種が出来ない方、アレルギーとかですね、そういう方もおられます。そういったコロナワクチンについては、よその国ではありますけどもオーストラリアですか、ロックダウンをやめてですね、今回については検査キットをそれぞれ、学校に個別に配布をして、検査キット2週間に1回は受けて、予防接種せずにマスクもしないということで、学校生活、教育の保障をしていくというふうな取組をされているところも、あるようでございます。全豪オープンで、オープンテニスでのジョコビッチ選手が、マスクが出来ないということで出場が出来なかったというのが、先日、テレビ等でもありました。単純にですね、予防接種もですが、反対されてるって方ってというのは、いろいろあるんだと思うんですけども、強制をされたくないという方もおられるようですね、それとかですね、ちょっと自分が理解しがたい部分もあるんですけども、ワクチンの中にマイクロチップ、という陰謀説も、ネット等では流れているということでございます。最も問題なのはですね、こういったものでなくて、政府の推し進める政策が信じられないというふうな方がおられるようでございます。特に、今回のようなパニックに近い状態が出された政策については、政府の都合がいい何かが隠されているんじゃないかというふうな、疑念を持たれる方、そういう方もおられるようでございます。当町においてはそのようなことはないと思うんですけども、そういう懸念をされる方もおられるということも念頭に置きながら、このコロナ対策については、十分、注意していただきたいというふうに思います。あと道の駅については次の質問に若干関連しますので、後ほどに回します。最後の殿賀小学校の、跡利用について今、説明をいただいたとおり私も当事者でありますから、地元としてもですね、方向性のある程度示して協議をしてまいりたいと、いうふうに思いますが、何せ6年ってというのはまだ、今後の公共施設の管理計画もそうだと思うんですけども、まだ使える施設なんですね。小学校の場合は、旧殿賀小学校。こういったものが6年間、遊んでいるというのが非常に、町にとってマイナスになるのかなというふうに思いますので殿賀小学校跡地に限らずですね、使えるものは使って、有効利用を考えていくべきではないかということをおし添えておきます。

では、2題目のほうの地域商社発足以降の評価と今後の取組について、質問いたします。地域商社のインターネットによりますと、掲示してあります地域商社の理事長挨拶には、「安芸太田町は、協働のまち宣言のもと、森林セラピー、田舎体験、教育民泊の基地として、心身ともに癒やされる自然と、豊かな暮らしに支えられた、人情味あふれるまちとして知られています。そんな安芸太田町の、まちづくりの羅針盤として、町と町民がつくり上げたものが、第二次長期計画です。その中の重点目標である産業の活性化に向けて、最も重要な役割が地域商社あきおおたにあります。」と述べています。コロナ禍の経験の一つとして、人口密度の都市生活の危険が指摘され、自然を生かした健康のまち宣言が見直される絶好のチャンスでもあります。平成31年の発足から5年を迎えようとしている地域商社の評価と今後の取組について質問いたします。田舎体験の施設が加計地区と筒賀地区にあります。昨年9月議会決算委員会に報告にあるように、定住に結びついていないという課題があります。新年度に向けた対応についてはいかがでしょうか。また、先日、商社社員の公募を2人されておりました。当初最大15人規模で運営を目指すと言われておりましたが、人件費が4000万円近くですから、町からの支援です。本来の経営基盤の確立が急務です。今後の対応についてお尋ねします。以上、お願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、地域商社の件についてですね、御質問をいただいているところであります。この議会でも、この地域商社の件についてはもろもろ御指摘をいただいております。今御紹介いただいたように、平成30年1月に設立をして、今年度4年が経過するというところでございます。これまでの4年間の間で、設立からですね、町の産業振興事業になりつつ、観光協会やあるいは町が事務局を担ってきた教育旅行、森林セラピー、そういった業務を引継ぎながらですね、加えて道の駅の来夢とごうちの管理運営を主に担っていただいていたというところであります。一方で、そういった意味ではですね、地域商社として、単体で見ますとですね、一定の利益は上げながら経営をしていただいているわけですが、実態的には、町のほうからも大きな支援をさせていただいているという意味で、自立的な経営になかなかつながっていないんじゃないかという御指摘、あるいは、本来、中間支援組織として、地域の活性化のためにですね、町民や民間事業者の応援をするべき、そういう役割を果たすべきという期待のもとつくられたと思ながらも、現状なかなか、地域商社の役割を果たせる機能が見えてこないといったような指摘も、これまでいただいているところでございます。そういった問題意識我々も当然持つ中でですね、これ議会でもお話をしてきたとおり、令和3年度入ってから、特に産業観光課、それから地域商社職員が一緒になって議論を進めていく中で、改めて商社の役割というのを、観光振興と産業振興、この二つの、二つ大きな柱にしていこうと。その上で、中間支援組織として、町内の事業者さんがしっかりもうかる仕組みをつくって、そのことを通じて、地域経済の活性化を図っていく。そういった商社の意義を改めて共有をしながら事業展開を始めているところでございます。今年度もそういった意味で取組を始めたところでございますが、例えば、コロナ禍を踏まえて、町内の飲食店支援のためのスタンプラリー事業を行わせていただく。あるいは、商社を通じて、宿泊割引キャンペーンを実施し、事業者支援を具体的に進めさせていただくということですか、これも御紹介させていただきましたが、今年度に入ってから、地域商社の観光振興事業をさらにステップアップさせるということで、観光庁の地域DMOの本登録を申請をし、11月に正式に本登録していただいたということで、観光による地域づくりを牽引する組織としてもですね改めて役割が明確になってきたというふうに思っております。また、そうした取組を踏まえて、今年度からさらに、観光振興の中でもですね、データや顧客ニーズを重視した、戦略的な事業展開を図っていくということで、CRM、顧客管理システムを導入するべく、基盤整備を始めたところでございまして、これは地域商社だけがもうけるわけじゃなくって、このデータを町内の観光事業者さんにも使っていただくことによって、各事業者さんにも、先ほどから申し上げております、もうかる事業を進めていく、データとして活用いただいて、町全体として、改めて、もうかっていくような、そういう観光振興を進めたいというふうに思っているところであります。御質問の中でもですね、人口過密の今の状況がですね、やっぱり見直されるというか、本町が取り組んでこられた、取り組んできた自然を生かした健康のまち宣言がまさに見直される、そういうチャンスだということは我々も同じ思いでございまして、従来であればですね、例えば、なかなか冬場キャンプ場に来るお客さんもおられなかったんですが、今年に入ってみると、毎日のように今現在もですね、例えば商社のほうで用意してる薪が、飛ぶように売れていくというような状況もございまして、改めて、自然に目を向けた商品が見直される状況になっているというふうに思っております。御指摘の、健康のまち宣言のもと、ヘルスツーリズムを推進するまち、あるいは森林セラピーの町としてですね、こういった取組をさらに発展をさせていく、伸ばしていく事業を進めていく予定でございまして、例えば来年度でいうと、町内の各種登山ルートを活用した旅行ツアー、これ16企画、実施して、

観光客の誘致を図る取組ですとか、旅行業者さんが新たにツアー造成をする、商品開発できるようなその素材の提供なんかも、地域商社を中心に進めていこうというところでございます。もろもろ、そういった取組をさせていただきながら、本町のヘルスツーリズム推進協議会という形ですね、町内の多くの関係者が参加をしていただきながら、観光を中心に事業を進めていく枠組みでございますので、改めて、そういった協議会を中心にですね、動かさせていただきながら、繰り返しになりますが、事業者さんがもうかっていく、そういう地域づくりに向けて、商社がそれをバックアップする、そういう体制をつくるために、来年度、頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、回答いただきました。5年、5年目ということで4年間、4年前ですけども当初の計画はコロナ前ということで、非常にインバウンド等の比重が高い計画であったろうと思います。現在コロナが、2年目、3年目に入ろうとしておりますけども、そこら辺の計画に対する、考え方の状況っていうのがあれば再度、お答えいただきたいと思っております。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

ありがとうございます。改めてインバウンドの話もいただきました。特に産業振興ということで商品開発といった部分の取組が強かったということもあるのかもしれませんが。あるいは、御指摘のようなインバウンドの話も、当然、これ、まさにですね、コロナ前というのは、オリンピックのことも含めて、インバウンド事業これから中心になっていくという話でございましたが、残念ながら、コロナで相当大きな、環境の変化があったということは事実でございます。それに踏まえて、今言ったようなインバウンド客がなかなか確保出来ないということもございまして、国内においても、かなり動きが制限されてたと思っております。ちょっと調べたんですが、おとし、一昨年度はコロナの関係の緊急事態宣言、蔓延防止含めて、大体1か月ぐらい、活動自粛期間があったんですが、今年度に入ってですね、既に4か月、そういった期間が続いております。その意味でも、正直コロナの影響というのは本当に大きなものがありますが、それを嘆いてばかりいられないということで、改めて、すぐに海外の方というのは難しいんですが、議員御指摘のような、自然に親しむ流れというのは来ておるわけでございますので、そういったことを踏まえて、まずは、国内でのツアーをしっかりと取り組んで、下地をつくらせていただく、その上で、インバウンド対策というのはこれは改めて大きな市場だと思っておりますので、そういった流れにつながるような取組を引き続き進めていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、インバウンドについては先が見通せない状況ということだと思います。先ほどの前の質問でもありましたけども、商品の商品開発、それとか私の前の同僚議員の質問にもありましたような特産とかですね、伝統、芸の技術とかですねそういった、国内というよりも、町内の方がですね、こう集えるものをですねやっていくべきなのかなというふうな感覚を持っております。そういうことを私の意見として申し述べて質問を終わっていきたく思います。はい、ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で田島議員の一般質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会としたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 4時24分 延会
